

2024年10月11日

トビタテ！留学 JAPAN 第2ステージ「新・日本代表プログラム」 高校生等対象（第10期）及び大学生等対象（第17期）の募集開始について

（独）日本学生支援機構は、トビタテ！留学 JAPAN 第2ステージ「新・日本代表プログラム」の高校生等対象（第10期）及び大学生等対象（第17期）の派遣留学生の募集を行います。

高校生等対象（第10期）は700名、大学生等対象（第17期）は250名を募集します。募集要項や説明会等の詳細は、「トビタテ！留学 JAPAN」公式ホームページをご覧ください。

「新・日本代表プログラム」は、将来、「社会にイノベーションを起こすグローバル探究リーダー」（高校生等）や、「自ら社会に変革を起こしていくグローバルリーダー」（大学生等）として日本の未来を創る人材を育成する新たな留学プログラムとして、2023年度より実施しています。

新・日本代表プログラムの趣旨

- 日本の未来を創る“グローバルリーダー像”と留学を通じた学びをアップデートし、日本の社会課題解決や新産業創出に貢献する人材の育成を行います。
- 民間企業等からの寄附を基に5年間で高校生等4,000名、大学生等1,000名の計5,000名以上の生徒・学生に経済的支援を中心とした留学支援を行い、留学機会を創出することを通じて、日本の留学機運を盛り上げます。

高校生等を対象としたコース（第10期）

対象

日本の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第3学年以下に限る。）及び専修学校の高等課程に在籍する日本人生徒等

募集コース及び募集人数

以下の4つのコースを設け、グローバルに活躍できる力の育成と、自らの経験を新しい留学文化の醸成に還元し、将来「社会にイノベーションを起こすグローバル探究リーダー」となる人材を輩出すると共に、「探究型留学」という新たな留学モデルの創出を行います。

■マイ好奇心探究コース

＜「知りたい」、「明らかにしたい」という自らの興味・関心に基づいた問いを設定し、「未知を既知」にすることや「疑問を解明」することを目的に行う探究活動が含まれた留学計画。＞

250人

（うち第二日程（4月応募） 40人）

■社会課題探究コース

＜世界・日本・地域が抱える社会課題を自分ごととして考えた問いを設定し、課題解決や活性化、SDGs、社会貢献に寄与することを目的に行う探究活動が含まれた留学計画。＞ 150人

（うち第二日程（4月応募） 25人）

■STEAM 探究コース

＜STEAM(科学・技術・工学・芸術・数学)領域における問いを設定した探究活動を含む留学計画や問いに対して、AI やIoT、理科の見方・考え方や数学的な見方・考え方を活用しながら行う探究活動が含まれた留学計画。＞ 160人

（うち第二日程（4月応募） 30人）

■スポーツ・芸術探究コース

＜実技経験や実績の有無にかかわらず、スポーツ、芸術分野における問いを設定し、当該分野の更なる発展に寄与することを目的に行う探究活動が含まれた留学計画。＞ 140人

（うち第二日程（4月応募） 25人）

※ 全てのコースにおいて、新高校1年生の応募が可能です。

※ 海外留学を経験したロールモデルが全国各地に必ずいる状態を創出していくため、「地域応援枠」を設けています。

各都道府県からの応募者が、第一日程で15人以上の場合は第一日程の応募者の上位5人（第一日程が15人未満で第二日程との合計が15人以上の場合は第二日程の応募者の上位2人）を優先して採用します。

※ 第9期まではマイ探究コース及び社会探究コースの3割程度を「STEAM 枠」として採用していましたが、第10期からは「STEAM 探究コース」を新たに設けています。STEAM（科学・技術・工学・芸術・数学）領域に関する内容の留学計画や、AI やIoT、理科や数学的な見方・考え方を活用しながら探究活動を行う留学計画は、「マイ好奇心探究コース」、「社会課題探究コース」又は「スポーツ・芸術探究コース」ではなく「STEAM 探究コース」に応募してください。

応募期間

◆ 募集要項公開：2024年10月11日（金）

◆ 在籍校から機構への申請期間

第一日程：2024年12月2日（月）（予定）～2025年1月23日（木） 17時

第二日程：2025年4月1日（火）～2025年4月21日（月）17時

※ 新高校2年生及び3年生は第一日程に応募

※ 新高校1年生は進学先の高等学校等に確認の上、いずれかの日程に応募

対象となる留学期間

◆ 留学期間：留学先における活動期間が14日以上1年以内の留学計画が対象

◆ 留学開始時期：2025年7月10日（木）～2026年3月31日（火）

支援内容

◆ 月額奨学金：120,000円または160,000円（留学先国・地域による）

◆ 留学準備金：アジア地域は150,000円、その他の地域は250,000円

- ※ 月額奨学金は家計基準を超える場合、60,000円となります。
- ※ 授業料は月額奨学金に含まれます。
- ※ 留学準備金については、円安や急激な物価高騰を鑑み、上記の支給金額に加えて「アジア地域」は60,000円、「その他の地域」は100,000円を増額して支給します。

大学生等を対象としたコース（第17期）

対象

日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年以上で専攻科を含む。）、高等学校の専攻科、中等教育学校後期課程の専攻科、特別支援学校高等部の専攻科及び専修学校の専門課程に在籍する日本人学生等

募集コース及び募集人数

以下の3つのコースを設け、留学を通じて得たものを社会に還元し、将来「自ら社会に変革を起こしていくグローバルリーダー」となる人材を5年間で1,000名輩出します。

- イノベーターコース <新たな価値を創造しようとする（ゼロをイチにする様な）挑戦的な留学計画> 50人
- STEAMコース <技術革新や新産業創出に貢献するSTEAM領域における留学計画> 100人
- ダイバーシティコース <スポーツ、芸術、総合知領域等の多様な領域の留学計画> 100人

- ※ STEAMコースの1割程度〔高等専門学校生〕を採用予定です。
- ※ 新大学1年生についても募集します。

応募期間

- ◆ 募集要項公開：2024年10月11日（金）
- ◆ 在籍校から機構への申請期間：2024年12月2日（月）（予定）～2025年2月28日（金）17時
※ 新大学1年生は2025年4月1日（火）～2025年4月24日（木）17時

対象となる留学期間

- ◆ 留学期間：留学先における活動期間が28日以上1年以内の留学計画が対象（3か月以上を推奨）
- ◆ 留学開始時期：2025年8月1日（金）～2026年3月31日（火）

支援内容

- ◆ 月額奨学金：120,000円または160,000円（留学先国・地域による）
- ◆ 留学準備金：アジア地域は150,000円、その他の地域は250,000円
- ◆ 授業料：300,000円（諸外国等の大学等における授業料）
- ※ 月額奨学金は家計基準を超える場合、60,000円となります。
- ※ 留学準備金については、円安や急激な物価高騰を鑑み、上記の支給金額に加えて「アジア地域」は60,000円、「その他の地域」は100,000円を増額して支給します。

募集要項、応募申請、説明会日程等について

- ◆ 募集要項は2024年10月11日(金)以降、以下の「トビタテ！留学JAPAN」公式ホームページ 新・日本代表プログラム紹介ページよりダウンロードできます。
- ◆ 応募申請は2024年12月2日(月)以降(予定)、オンラインで受け付けます。
- ◆ 今後、募集説明会等を行います。
日程・申し込み方法等は新・日本代表プログラム紹介ページを御確認ください。
＜新・日本代表プログラム紹介ページ <https://tobitate-mext.jasso.go.jp/newprogram/>>

応募に関する手続き等に係る問い合わせについて

- ◆ 応募希望者及び保護者の方は、在籍校の担当者を通じて機構へお問い合わせください。
- ◆ 機構への問い合わせについて、在籍校の担当者の方は、募集要項に記載の問い合わせ専用フォームよりお問い合わせください。

別添1：募集用チラシ（高校生等対象）

別添2：募集用チラシ（大学生等対象）

別添3：【高校生等対象】第10期派遣留学生募集要項

別添4：【大学生等対象】第17期派遣留学生募集要項

<報道発表に関するお問合せ>

【広報について】

官民協働海外留学創出プロジェクトチーム 広報担当

(独)日本学生支援機構 グローバル人材育成部
グローバル人材育成企画課 (内線 3627)

【高校生等対象(第10期)及び「拠点形成支援事業」について】

官民協働海外留学創出プロジェクトチーム

総合教育政策局 国際教育課 国際理解教育係 (内線 3487)

(独)日本学生支援機構 グローバル人材育成部
グローバル人材育成企画課 (内線 4938)

【大学生等対象(第17期)について】

官民協働海外留学創出プロジェクトチーム

高等教育局 参事官(国際担当)付 留学生交流室 政策調査係 (内線 3360、2518)

(独)日本学生支援機構 グローバル人材育成部
グローバル人材育成企画課 (内線 4938)

電話:03-5253-4111(代表)



高校生にしかできない、留学がある。



ARTWORK: 「音楽の家」 園田 瑞樹 (在籍: PICFA)



留学先
スリランカ 🇱🇰

SNS 発信を通じて学生に希望を



留学先
ニュージーランド 🇳🇿

音楽を通じた国際交流の可能性



留学先
オランダ 🇳🇱

日本を LGBTQ+ フレンドリーに



留学先
アメリカ 🇺🇸

「理想のゴミ箱」でグリーンな街づくりを

官民協働海外留学支援制度

トビタテ! 留学 JAPAN

新・日本代表プログラム

高校生等対象

2025年度 700名募集

高校生等向け 第10期派遣留学生

応募期間: 【第一日程】2024年12月(予定)~2025年1月23日
【第二日程】2025年4月1日 ~ 2025年4月21日
※新高校2・3年生は第一日程、新高校1年生は第一日程又は第二日程で応募してください。
留学開始時期: 2025年7月10日~2026年3月31日

民間寄附による
返済不要の奨学金

成績・語学力
不問

留学プラン、自由!
(14日間~1年間)

充実した
事前・事後研修

約1万人の
トビタテ生コミュニティ

【支援企業・団体】



Assurant Japan株式会社 / アメスマジャパン合同会社 / 株式会社M&Lトラスト / 大阪シーリング印刷株式会社 / 川崎重工業株式会社 / 株式会社JTB / ジクシス株式会社 / スカイランドベンチャーズ株式会社 / 住友不動産株式会社 / セイハネットワーク株式会社 / DE-SIGNグループ / 東海旅客鉄道株式会社 / 東急株式会社 / 株式会社日能研九州 / 株式会社フィッツコーポレーション / 株式会社村田製作所 / 株式会社ユーグレナ / 株式会社良品計画



詳しくは [トビタテ新・日本代表 高校生等](#)



「社会にイノベーションを起こす グローバル探究リーダー」を目指す！ そんな高校生のための海外留学支援制度です。

トビタテ！留学 JAPAN 「新・日本代表プログラム」は、返済不要の奨学金や研修等を通じて、高校生の自由な海外探究活動を産・学・官協働で支援します。

5つの特長

- 1 民間寄附による返済不要の奨学金**
留学日数に応じた奨学金（月12万円/16万円）に加え、留学準備金のサポートも。
- 2 成績・語学力不問**
あなたの情熱・好奇心・独自性を重視します。
- 3 留学プラン、自由！（14日間～1年間）**
座学だけでなく多様な学び方ができます。
- 4 充実した事前・事後研修**
留学前も後も、多様な講師陣や仲間同士で学べる充実の研修を提供。
- 5 約10,000人のトビタテ生コミュニティ**
あらゆる分野で活躍する多彩な先輩トビタテ生と繋がりが切琢磨できます。

求める人材像

日本の未来を創る将来のグローバル探究リーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身に付ける意欲を有する人材を求めます！

世界の人々との交流を通じて得た学びから、多様な価値観を柔軟に取り入れようとする意欲

独自の視点や考えを有し、社会のために貢献しようとする志

好奇心を原動力にして、自由な発想で新たな価値を創造する力

探究心を持ち続け、視野を広げ情報収集しようとする姿勢

失敗を恐れず、未知の領域に試行錯誤しながら挑戦し続ける強い気持ち

自らリーダーシップを発揮し、周囲を巻き込む力

多様な人々と真摯に向き合い、対話して協働する姿勢

選べる4つのコース

留学計画の内容に沿って、以下の4つのコースから選んで応募しましょう。

マイ好奇心探究コース (250名)

「知りたい」、「明らかにしたい」という自らの興味・関心に基づいた問いを設定し、「未知を既知」にすることや「疑問を解明」することを目的に行う探究活動が含まれた留学計画。

社会課題探究コース (150名)

世界・日本・地域が抱える社会課題を自分ごととして考えた問いを設定し、課題解決や活性化、SDGs、社会貢献に寄与することを目的に行う探究活動が含まれた留学計画。

STEAM 探究コース (160名)

STEAM（科学・技術・工学・芸術・数学）領域における問いを設定した探究活動を含む留学計画や、問いに対して AI や IoT、理科の見方・考え方や数学的な見方・考え方を活用しながら行う探究活動が含まれた留学計画。

スポーツ・芸術探究コース (140名)

実技経験や実績の有無にかかわらず、スポーツ・芸術分野における問いを設定し、当該分野の更なる発展に寄与することを目的に行う探究活動が含まれた留学計画。

※地域応援枠（15名以上応募のあった都道府県を対象に上位5名を優先して採用）、新高校1年生も全コース応募可能。詳細は募集要項参照。
※応募においては、日本学生支援機構が実施する国内の貸与奨学金「第二種奨学金（予約採用）」に掲げる家計基準を満たしていることが条件になりますが、支援予定人数全体の1割程度を上限に基準外の生徒も採用します。



先輩トビタテ派遣留学生の留学事例



川島 杏さん(オランダへ留学)

LGBTQ+先進国でのボランティア等を通じ日本との違いや課題解決のヒントを得る

LGBTQ+先進国といわれているオランダで、ポスター貼りのボランティアやNPOへのインタビュー、イベントやコミュニティ参加などに挑戦した。日本をもっとLGBTQ+フレンドリーにするためのヒントを得た。



吉村 匡史さん(台湾と米国へ留学)

半導体産業の現在と未来を学び、地域産業の活性化・国際化に貢献する

世界の半導体産業を牽引する企業を訪問し現状と将来について学ぶ。舞鶴という地方都市の政治・産業関係者と対話を重ねてきた経験を活かし、地方都市と世界を直接つなぐ積極的な産業展開について未来ビジョンを持つ。



菅沼 賢治さん(ニュージーランドへ留学)

音楽は言語の壁を越えられるか。音楽を通じた国際交流の可能性を探究

吹奏楽部でサクソフーンを演奏する私は、NZと日本の練習方法の違いや、音楽を通じた国際交流の可能性を探究した。現地高校のクラブに所属し、音楽の授業でも演奏する中で、新たな視点を持つことができた。

詳しくは [トビタテ新・日本代表 高校生等](#)



私の一歩が、 未来をつくる。



ARTWORK: 「音楽の家」 園田 瑞樹 (在籍: PICFA)



留学先
オーストラリア

高齢者リハビリにスポーツの最先端理論を



留学先
アメリカ

NYで平和構築 × 核軍縮を探究



留学先
フィリピン

公衆衛生視点から保険医療システムを調査



留学先
オーストリア

フェアトレードの普及方法の模索

官民協働海外留学支援制度

トビタテ! 留学 JAPAN

新・日本代表プログラム

大学生等対象

2025年度 250名募集

大学生等向け 第17期派遣留学生

応募申請期間: 2024年12月(予定)~2025年2月28日

※新大学1年生は2025年4月1日~4月24日

※在籍大学等ごとに提出期限がある可能性があります。早めにご確認ください。

留学開始時期: 2025年8月1日~2026年3月31日

民間寄附による
返済不要の奨学金

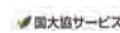
成績・語学力
不問

留学プラン、自由!
(1ヶ月~1年間)

充実した
事前・事後研修

約1万人の
トビタテ生コミュニティ

【支援企業・団体】



Assurant Japan株式会社 / アメスマジャパン合同会社 / 株式会社M&Lトラスト / 大阪シーリング印刷株式会社 / 川崎重工業株式会社 / 株式会社JTB / ジックス株式会社 / スカイランドベンチャーズ株式会社 / 住友不動産株式会社 /

セイネットワーク株式会社 / DE-SIGNグループ / 東海旅客鉄道株式会社 / 東急株式会社 / 株式会社日能九州 / 株式会社フィッツコーポレーション / 株式会社村田製作所 / 株式会社ユーグレナ / 株式会社良品計画



詳しくは トビタテ新・日本代表 大学生等



「自ら社会に変革を起こしていくグローバルリーダー」を目指す！ そんな学生のための海外留学支援制度です。

トビタテ!留学 JAPAN「新・日本代表プログラム」は、返済不要の奨学金や研修等を通じて、学生等の自由な海外留学を産・学・官協働で支援します。

5つの特長

- 1 民間寄附による返済不要の奨学金**
留学日数に応じた奨学金(月12万円/16万円)に加え準備金などのサポートも。
- 2 成績・語学力不問**
あなたの情熱・好奇心・独自性を重視します。
- 3 自由に描ける留学プラン(1ヶ月~1年間)**
座学だけでない多様な学び方ができます。
- 4 充実した事前・事後研修**
留学前も後も、多様な講師陣や仲間同士で学べる充実の研修を提供。
- 5 約10,000人のトビタテ生コミュニティ**
あらゆる分野で活躍する多彩な先輩トビタテ生と繋がり切磋琢磨できます。

求める人材像

日本の未来を創る将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて次のような素養を身につけようという意欲を有する人材を求めます！

世界の人々との交流を通じた経験から学び、多様な価値観を柔軟に取り入れようとする態度

世界のグローバルリーダーと対等に渡り合い、国境を越えて活躍し、日本・世界に貢献したいという高い志

様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢

失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力

独自の視点や考えを有し、自らの志を先例に捉われずに具体化するための思考力と行動力

集団活動においてイニシアチブをとり、対話・協働しながら周囲を巻き込む能力

専門性を有しながら、既存の分野・領域に捉われず広い視野を持ち、社会課題の解決に取り組む能力

選べる3つのコース

留学計画の内容により、以下の3つのコースから選んで応募しましょう。

イノベーターコース

(50名)

自ら課題を設定し解決に向けて試行錯誤し、独自の構想力をもって既存の枠組みを超えた新たな価値を創造しようとする(ゼロをイチにする様な)挑戦的な留学計画

STEAMコース

(100名)

日本及び世界の社会課題解決のための技術革新や新産業創出に貢献する STEAM (Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics) 領域における留学計画

ダイバーシティコース

(100名)

派遣留学生の専門領域における課題解決に取り組む留学計画(スポーツ、芸術、人文学、社会科学、総合知領域等を含む多様な領域)

※STEAM コースの1割程度【高等専門学校生】を採用予定

第17期 応募・選考スケジュール



コース別！先輩トビタテ派遣留学生の留学事例



イノベーターコース
中村 将吾さん

公衆衛生学の専門家として、誰もが適切な医療を受けられる世界を目指す

現地病院の視察や、大学の授業聴講、フィリピン赤十字の研修、医療系NGOや大学病院への聞き取り等を行った。留学を経て、医療格差を引き起こす貧困に着目し、中国キャンパスベンチャーグランプリに挑戦。審査員特別賞を受賞した。



STEAMコース
中井 百合香さん

環境に優しい竹の可能性を探究 建築アトリエでインターンシップ

建築デザイナーとして世界を股にかけて仕事をする、という夢に向けた留学。ロンドン芸術大学で学んだ後、バリ島にある、竹を中心に扱いデザイン性の高さが評価されている建築アトリエでインターンシップを経験した。



ダイバーシティコース
後藤 美宇さん

大学で専攻の知識を深めながら、難民支援NGOでボランティア

デンマークのコペンハーゲン大学でロシア周辺国の歴史や政治についての研究を深めた。同時に、難民支援NGO団体でボランティアし、ウクライナなどから来た難民の子供たちと接する中で、支援の在り方やアイデンティティの保護について探究した。



詳しくは

トビタテ新・日本代表 大学生等



官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～

【高校生等対象】

2025 年度(第 10 期)派遣留学生募集要項

2024 年 10 月

文部科学省 官民協働海外留学創出プロジェクト

独立行政法人日本学生支援機構 グローバル人材育成部



目次

はじめに.....	1
1. 趣旨.....	1
2. 本制度の概要.....	1
3. 定義.....	2
4. 求める人材像.....	3
5. 募集コース・支援予定人数.....	4
6. 支援内容.....	8
7. 要件.....	12
8. 応募方法.....	17
9. 選考・審査.....	19
10. スケジュール.....	20
11. 受験上の配慮申請について.....	21
12. 派遣留学生の義務及び採用決定後の手続き等.....	21
13. 採用決定後の留学計画等の変更.....	22
14. 採用取消し又は支援の終了等.....	22
15. 安全管理について.....	23
16. 個人情報の取扱いについて.....	23
17. 照会先.....	24
18. リンク集.....	24
別紙:国・地域コード表.....	25

はじめに

文部科学省、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)では、意欲と能力のある全ての日本の若者が、海外留学に自ら一步を踏み出す機運を醸成することを目的として 2013 年度から「トビタテ! 留学 JAPAN」を推進してきました。その取り組みの一つとして 2020 年度までの 7 年間で約 1 万人の高校生、大学生を「トビタテ! 留学 JAPAN 日本代表プログラム」の派遣留学生として採用し、幅広い国・地域への留学を実現しました。

2023 年度からは、コロナ禍で大きく落ち込んだ日本人学生・生徒の海外留学者数をいち早くコロナ禍前の水準に回復することを目指し、新たなビジョンを掲げ、2027 年度までの 5 年間、「トビタテ! 留学 JAPAN」第 2 ステージを実施しています。

教育未来創造会議第二次提言(2023 年 4 月 27 日)においても、2033 年までに日本人学生・生徒の海外留学者数を 50 万人にするとの目標が掲げられており、引き続き、海外留学の促進に努めます。

「官民協働海外留学支援制度～トビタテ! 留学 JAPAN 新・日本代表プログラム【高校生等対象】～」(以下「本制度」という。)は、第 2 ステージの一環として、グローバル人材育成コミュニティに参画する民間企業や個人からの支援や協力によって実施され、引き続き、機構が運営します。

1. 趣旨

本制度は、海外での「異文化体験」や「探究活動」を伴う留学を推奨することにより、多様な経験と、自ら考え行動できるような越境体験の機会を提供します。生徒等が自ら立案・作成した計画に基づいた自由な留学を支援することで、個性あふれる多様な派遣留学生から成るネットワーク(以下「派遣留学生ネットワーク」という。)を形成し、グローバルに活躍できる力の育成と自らの経験を新しい留学文化の醸成に還元してもらい、将来的に「社会にイノベーションを起こすグローバル探究リーダー」として活躍する人材を育成することを目的としています。

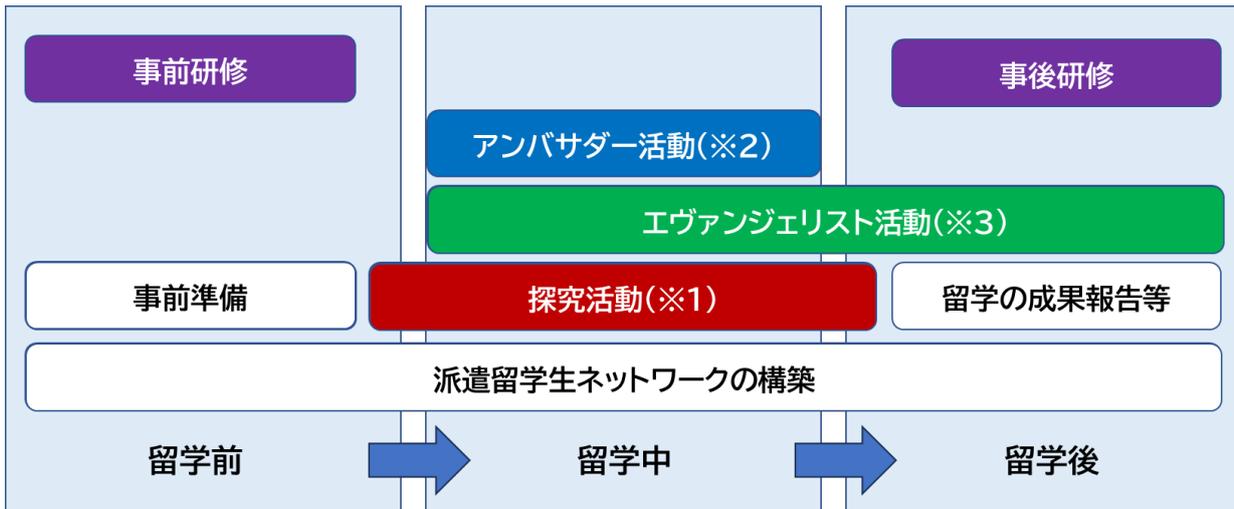
2. 本制度の概要

本制度は、我が国の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第 3 学年以下に限る。)及び専修学校の高等課程(以下「高校等」という。)に在籍する日本人生徒等(以下「生徒等」という。)に対し、諸外国及び諸地域(以下「諸外国等」という。)への留学に必要な費用の一部を奨学金・留学準備金として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に研修(以下「事前・事後研修」という。)の提供及び留学後の継続的な学修や交流の場としての派遣留学生ネットワークの提供を行います。

本制度では、生徒等が自ら立案・作成した「探究活動(※1)」を含む留学(以下「留学計画」という。)を支援します。

また、生徒等には留学先において日本や日本の地域の良さを発信する「アンバサダー活動(※2)」、留学中や帰国後には留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える「エヴァンジェリスト活動(※3)」にそれぞれ取り組んでいただきます。

【本制度の全体イメージ】



※1 **探究活動**とは、自らの興味、関心に基づいて「問い」または課題を設定し、解決に向けて情報を収集・整理・分析したり、周囲の人と意見交換・協働したりしながら進めていく活動のことです。自ら「問い」や課題を設定し、試行錯誤しながら自ら答えを導き出すという「探究心」を大事にしながら行う学修活動です。
 探究活動とその他の学修の割合は生徒等が自由に立案することができ、探究活動のみの留学計画も支援の対象となります。

※2 **アンバサダー活動**とは、留学先で日本や日本の地域の良さを発信する活動を指します。
 例)日本文化紹介・出身地の魅力を発信する、和食をホストファミリーにふるまう

※3 **エヴァンジェリスト活動**とは、留学中・帰国後に留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える活動を指します。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行ってください。
 例)活動報告会の開催やSNSでの情報発信

3. 定義

派遣留学生	我が国の高校等(以下「在籍高校等」という。)に在籍したまま、留学生を受け入れる諸外国等の機関(以下「受入先機関」という。)へ留学する日本人生徒等で、本制度により奨学金・留学準備金の支援を受ける者。
受入先機関	諸外国等に所在する法人や団体等で、派遣留学生が実際に学修や探究活動を行う機関。受入れの証明や活動を修了したことの証明が可能な機関。 ※高校や大学等の教育機関に限りませんが、個人による受入れは認められません。 ※「7. 要件(2)留学計画の要件(イ)「受入先機関」の注意点」を必ず確認してください。

留学期間 (=活動期間)	受入先機関において派遣留学生在 <u>実際に活動を開始する日から活動を終了する日までの期間</u> 。 ※渡航及び帰国にかかる期間や移動日は、その日に受入先機関での活動を行わない場合、留学期間に含まれません。また、受入先機関が発行する修了証明書等の書面で派遣留学生の受入れを証明できない日程は留学期間に含まれません。 ※受入先機関が書面等にて証明する受入れの期間と一致する必要があります。
留学開始日 (=活動開始日)	<u>受入先機関で活動を開始する日</u> 。 ※日本出発日、現地到着日及び滞在開始日ではありません。
留学終了日 (=活動終了日)	<u>受入先機関で活動を終了する日</u> 。 ※現地出発日、日本到着日及び滞在終了日ではありません。
ロング	応募時の留学期間が125日以上365日以下。
ロング以外	応募時の留学期間が14日以上124日以下。
新高校2・3年生	2025年4月に高校等の第2学年又は第3学年に進級する生徒等。 ※2025年4月に高等専門学校等の第4学年に進級する者は本制度に応募することはできません。「新・日本代表プログラム【大学生等対象】」への応募は可能です。
新高校1年生	2025年4月に高校等に進学する生徒等。

4. 求める人材像

本制度では、次のような人材を派遣留学生として求めます。

- (1)日本の未来を創る将来のグローバル探究リーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身に付ける意欲を有する人材
 - 世界の人々との交流を通じて得た学びから、多様な価値観を柔軟に取り入れようとする意欲
 - 独自の視点や考えを有し、社会のために貢献しようとする志
 - 好奇心を原動力にして、自由な発想で新たな価値を創造する力
 - 探究心を持ち続け、視野を広げ情報収集しようとする姿勢
 - 失敗を恐れず、未知の領域に試行錯誤しながら挑戦し続ける強い気持ち
 - 自らリーダーシップを発揮し、周囲を巻き込む力
 - 多様な人々と真摯に向き合い、対話して協働する姿勢
- (2)「新・日本代表プログラム」の派遣留学生としてふさわしい規律ある行動をとる自覚と自律性を有する人材
- (3)本制度で実施する事前・事後研修、活動報告、報告会、派遣留学生ネットワーク等における諸活動に主体的に参加する人材
- (4)留学先において日本や日本の地域の良さを発信する「アンバサダー活動」を行い、留学中や帰国後に日本において留学の意義や成果を積極的に発信し留学機運醸成に寄与する「エヴァンジェリスト活動」に主体的に参画する人材

5. 募集コース・支援予定人数

(1) 募集コース・支援予定人数

コース	2025 年度支援予定人数			支援する留学計画
		第一日程 (新高校2・3年生/ 新高校1年生)	第二日程 (新高校1年生)	
マイ好奇心 探究コース	250人	210人	40人	「知りたい」、「明らかにしたい」という自らの興味・関心に基づいた問いを設定し、「未知を既知」にすることや「疑問を解明」することを目的に行う探究活動が含まれた留学計画。
社会課題 探究コース	150人	125人	25人	世界・日本・地域が抱える社会課題を自分ごととして考えた問いを設定し、課題解決や活性化、SDGs、社会貢献に寄与することを目的に行う探究活動が含まれた留学計画。
STEAM 探究コース	160人	130人	30人	STEAM(科学・技術・工学・芸術・数学)領域における問いを設定した探究活動を含む留学計画や、問いに対してAIやIoT、理科の見方・考え方や数学的な見方・考え方を活用しながら行う探究活動が含まれた留学計画。
スポーツ・ 芸術探究 コース	140人	115人	25人	実技経験や実績の有無にかかわらず、スポーツ・芸術分野における問いを設定し、当該分野の更なる発展に寄与することを目的に行う探究活動が含まれた留学計画。

※1 採用人数は応募状況等により変動する場合があります。

※2 新高校2・3年生は「第一日程」に、新高校1年生は「第一日程」又は「第二日程」のいずれかに応募してください。「第一日程」と「第二日程」では、支援予定人数の他、応募の時期や選考方法が異なります。詳細は「8.応募方法」「9.選考・審査」「10.スケジュール」を参照してください。

※3 留学期間がロング(125日以上)の留学計画は、支援予定人数全体のうち20人を採用予定です。

※4 STEAM(科学・技術・工学・芸術・数学)領域に関する内容の留学計画や、AIやIoT、理科の見方・考え方や数学的な見方・考え方を活用しながら探究活動を行う留学計画は、「マイ好奇心探究コース」、「社会課題探究コース」又は「スポーツ・芸術探究コース」ではなく「STEAM 探究コース」に応募してください。

※5 スポーツや芸術に関する内容の留学計画は、「マイ好奇心探究コース」又は「社会課題探究コース」ではなく、「スポーツ・芸術探究コース」に応募してください。実技経験や実績がなくても応募可能です。

【コースの選び方】

未知を既知にする・疑問を解明する	課題を解決する
<h3>STEAM探究コース</h3> <p>STEAM領域に関する内容の留学計画や、AIやIoT、理科の見方・考え方や数学的な見方・考え方を活用する探究活動を含む留学計画</p>	
<h3>スポーツ・芸術探究コース</h3> <p>スポーツ・芸術分野に関する探究活動を含む留学計画 ※STEAM領域に関する内容や、AIやIoT・理科の見方・考え方や数学的な見方・考え方を活用する場合を除く。</p>	
<h3>マイ好奇心探究コース</h3> <p>「知りたい」「明らかにしたい」という自らの興味・関心に基づき、未知を既知にする、又は疑問を解明する探究活動を含む留学計画</p>	<h3>社会課題探究コース</h3> <p>社会課題を自分ごととして考え、課題解決や活性化、SDGs、社会貢献に寄与する探究活動を含む留学計画</p>

- ①探究活動の内容が、STEAM 領域に関するものや、分野を問わず AI や IoT、理科の見方・考え方や数学的な見方・考え方を活用して行うものの場合、「STEAM 探究コース」。
- ②探究活動の内容が、スポーツ・芸術分野に関するものの場合、「スポーツ・芸術探究コース」。
- ③探究活動の内容が、自らの興味・関心に基づいた疑問や未知の事柄を解明・追及したいというものの場合、「マイ好奇心探究コース」。
- ④探究活動の内容が、社会課題の解決や活性化、社会貢献に関するものの場合、「社会課題探究コース」。

STEAM とは、(Science, Technology, Engineering, Arts, Mathematics)科学・技術・工学・芸術(文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で A を定義)・数学の 5 つの英単語の頭文字を組み合わせた言葉で、理系的な発想をベースにしつつ芸術的な創造性も高める教育手法です。

AI や IoT などの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日、文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められています。

【募集コースごとの探究活動の例】

コース	探究活動の例
マイ好奇心探究コース	<p>問い 「ギリシャ神話のように伝承され続けるストーリーをつくる秘訣は何か？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ギリシャではどのように古典文学が教育に取り入れられているのか現地校を視察する。 ・ギリシャ神話に関連する書籍がどのように子供たちに親しまれているのかを図書館などを訪問調査する。
	<p>問い 「なぜ、スタンドアップコメディは政治や宗教、人種等のセンシティブな題材までも笑いに変えることができるのか？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのように題材を選び、何をポイントに笑いに変えているのか本場アメリカのコメディアンから学ぶ。 ・台本の有無や話し方のコツなど実際に利用されているコミュニケーション手法を学ぶ。

コース	探究活動の例
社会課題 探究コース	<p>問い 「認知症患者の『その人らしさ』を尊重するために地域社会ができる取組みは何か？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最先端の認知症ケアを導入している施設のスタッフや地域住民を対象として、認知症に対する意識調査を行う。 ・自治体が行っている認知症の予防・ケアの取組みを調査する。 <p>問い 「女性の貧困の連鎖を断つ就労支援を行う人材に必要なスキルは何か？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の就労支援を行っている NGO 団体にボランティアを行い、どのような支援が行われているか体験する。 ・農業・被服等の産業別に、支援を行うスタッフにインタビュー調査を行う。
STEAM 探究コース	<p>問い 「次世代都市、スマートシティ実現のために必要な発想・技術は何か？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業インターンを行い、スマートシティ先進国の取組みや技術を学ぶ。 ・最先端のスマートシティ施策が住民の生活にどのように還元されているのか、インタビュー調査を行う。 <p>問い 「AI 審判はどのスポーツにも有効か？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ競技でも国によって判断基準に差があるか調査し、統一基準を探る。 ・AI 審判の開発のためにはどのような分野の知識が必要か、また課題は何か、現役のエンジニアと意見交換を行い、理解を深める。
スポーツ・芸術 探究コース	<p>問い 「偏見・差別撤廃の達成に対して、アートはどのような力を持っているのか？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美術大学のサマーキャンプに参加し、様々な表現手法を学ぶ。 ・社会的マイノリティーのコミュニティに参加し、アートに関するイベントを通じて人々の意識がどのように変化するのか調査する。 <p>問い 「日本のスポーツ医療の発展に必要なものは何か？」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地のユースクラブに所属しながら、トレーニング方法や怪我の予防方法を調査する。 ・最新のスポーツ医療を提供する病院でボランティアを行い、スタッフへインタビュー調査を行う。

(2)地域応援枠について

日本の海外留学者数には地域差があり、特に、高校生は身近に留学経験者がいないなどの課題があります。そのような状況を解決することを目的として、留学の価値を体感する機会や留学経験者と出会う機会を全国各地に作り、各都道府県にロールモデルが存在する状態を創出するため、「地域応援枠」を設けます。

各都道府県からの応募者が、第一日程で15人以上の場合は第一日程の応募者の上位5人(第一日程が15人未満で第二日程との合計が15人以上の場合は第二日程の応募者の上位2人)を「地域応援枠」で採用することで、これまで高校生の留学が少なかった都道府県からも派遣留学生在が確実に選抜されるようにします。

対象	応募者数が15人以上の都道府県
支援予定人数	第一日程の応募者数が15人以上の場合 →第一日程の応募者の上位5人を優先して採用
	第一日程と第二日程の応募者数の合計が15人以上の場合 →第二日程の応募者の上位2人を優先して採用 ※第一日程の応募者が15人未満の場合に限ります。

※1 対象となる都道府県は、各都道府県に所在する在籍高校等の応募者数から決定します。応募者の居住地ではありません。

※2 本制度と並行して2023年度から開始した「拠点形成支援事業」に採択された都道府県(福島県、石川県、静岡県、滋賀県、高知県)には、2025年度(第10期)では「地域応援枠」を設定しません。

拠点形成支援事業とは、高等学校段階からグローバル人材育成に取り組む留学モデル拠点地域を全国に作るため、2023年度から実施しているものです(12地域を採択予定)。実施採択地域等の詳細は、トビタテ! 留学 JAPAN 新・日本代表プログラムのホームページを参照してください。

【拠点形成支援事業 第10期生募集 地域及びプログラム名】

- 福島県 「ふくしまの未来を担うグローバル人材育成事業」
- 石川県 「いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業」
- 静岡県 「ふじのくにグローバル人材育成事業」
- 滋賀県 「未来を描け! 滋賀の海外留学応援プログラム」
- 高知県 「こうち未来創造グローバル人材育成事業～高校生の留学支援～」

福島県、石川県、静岡県、滋賀県又は高知県に所在する在籍高校等の生徒等で上記のプログラムに応募する者は、併願の可否について、各プログラムの募集要項を必ず確認してください。

6. 支援内容

(1) 奨学金等の支給

奨学金及び留学準備金(以下「奨学金等」という。)を支給します。

奨学金等の支給額は、応募時に申請する留学計画の受入先機関が所在する国・地域(以下「留学先国・地域」という。)と留学期間に基づいて決定します。採用決定後、留学計画の変更により支給額が減額になることはありますが、増額は行いません。

(ア) 奨学金

留学計画の実行にかかる現地活動費及び授業料相当額を支援の対象とします。

留学先国・地域ごとに規定された奨学金月額を、留学期間から算出した支給対象となる月(以下「支給対象月」という。)の数に応じて支給します。

【奨学金 月額表】

支援内容	留学先国・地域	奨学金月額 ※支給対象月1回分	
		(家計基準内)	(家計基準外)
奨学金	地域区分① 北米、シンガポール、欧州、中近東 ※除外国 (以下の国・地域は「地域区分②」の月額を適用します。) アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	160,000 円	60,000 円
	地域区分② アジア(シンガポールを除く)、大洋州、中南米、アフリカ及び上記地域区分①の除外国	120,000 円	

※1 奨学金は、支給対象月の数に応じて奨学金月額を支給します。カレンダー上の月の数ではありません。なお、留学計画の実行にかかる全ての費用(実費)を支援するものではありません。

※2 奨学金月額は、機構が実施する国内の貸与奨学金「第二種奨学金(予約採用)」に掲げる家計基準を満たしている場合(家計基準内)と、超えている場合(家計基準外)で異なります。家計基準判定の詳細は「7. 要件」の「(1)派遣留学生の要件」を確認してください。

※3 複数の留学先国・地域がある留学計画の奨学金月額は、留学期間(=活動期間)が最も長い留学先国・地域の金額です。複数の留学先国・地域で留学期間(=活動期間)が同じ場合は、金額が高い方の地域区分を適用します。

支給する奨学金の総額は、奨学金月額に、支給対象月の数(以下「支給対象月数」という。)を乗じた金額です。支給対象月数は、留学期間の日数を31日で除した数(小数点以下切り上げ)です。

$$\text{奨学金の支給総額} = \text{奨学金月額} \times \text{支給対象月数}$$

$$\text{支給対象月数} = \text{留学期間(=活動期間)の日数} \div 31$$

※小数点以下切り上げ

【奨学金 支給総額表】

留学期間 (=活動期間)	支給 対象 月数	奨学金 支給総額			
		家計基準内 ^① 地域区分① (月額16万円)	家計基準内 ^② 地域区分② (月額12万円)	家計基準外 (月額6万円)	
ロング 以外	14日~31日	1回分	160,000円	120,000円	60,000円
	32日~62日	2回分	320,000円	240,000円	120,000円
	63日~93日	3回分	480,000円	360,000円	180,000円
	94日~124日	4回分	640,000円	480,000円	240,000円
ロング	125日~155日	5回分	800,000円	600,000円	300,000円
	156日~186日	6回分	960,000円	720,000円	360,000円
	187日~217日	7回分	1,120,000円	840,000円	420,000円
	218日~248日	8回分	1,280,000円	960,000円	480,000円
	249日~279日	9回分	1,440,000円	1,080,000円	540,000円
	280日~310日	10回分	1,600,000円	1,200,000円	600,000円
	311日~341日	11回分	1,760,000円	1,320,000円	660,000円
	342日~365日	12回分	1,920,000円	1,440,000円	720,000円

※ 上表の奨学金支給総額は、応募時から留学先国・地域の地域区分や、支給対象月数が変わらない場合の金額です。

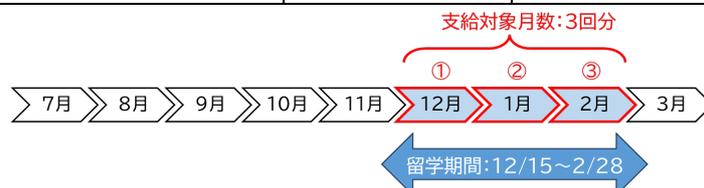
<例1>

奨学金月額	留学期間	留学期間(日数)	支給対象月数	奨学金支給総額
16万円	7月20日~12月10日	144日	5回分	80万円



<例2>

奨学金月額	留学期間	留学期間(日数)	支給対象月数	奨学金支給総額
12万円	12月15日~2月28日	76日	3回分	36万円



(イ) 留学準備金

事前・事後研修参加費、往復渡航費、査証取得や予防接種等、留学準備にかかる費用の一部を支援します。留学先国・地域が複数あり、「アジア地域」と「その他の地域」のいずれも該当する場合は、「その他の地域」の金額を支給します。

【留学準備金 支給金額表】

支援内容	留学先国・地域	支給金額
留学準備金	アジア地域	150,000 円
	その他の地域	250,000 円

※1 円安や急激な物価高騰を鑑み、上記の支給金額に加えて「アジア地域」は 60,000 円、「その他の地域」は 100,000 円を増額して支給します。

※2 「アジア地域」とは、「別紙:国・地域コード表」の国・地域コードが 100 番台の国・地域を指します。

(ウ) 奨学金等の支給方法・支給時期

奨学金等の支給は、次のとおり行うことを予定しています。手続き方法や支給スケジュールの詳細は、採用決定後に公開する「事務手続きの手引」を参照してください。なお、各種提出書類に不備がある場合や留学計画の変更申請を行っている場合は、奨学金等の支給が遅れることがあります。

① 奨学金

【ロング以外(留学期間 124 日以下)】

支給申請	【時期】留学終了後 【申請】派遣留学生の提出書類を確認した上で、 <u>在籍高校等が機構へ申請</u>
支給	【時期】在籍高校等からの支給申請を確認後 【支給】 <u>機構から派遣留学生本人名義(原則)の口座へ送金</u> 【金額】奨学金支給総額を一括支給

【ロング(留学期間 125 日以上)】

支給申請	【時期】 <u>留学開始前・留学期間中毎月</u> 【申請】派遣留学生の提出書類を確認した上で、 <u>在籍高校等が機構へ申請</u>
支給	【時期】在籍高校等からの支給申請を確認後、 <u>支給対象月の翌月(予定)</u> 【支給】 <u>機構から派遣留学生本人名義(原則)の口座へ送金</u> 【金額】奨学金(月額)を支給

※ ロング(125 日以上)の場合、受入先機関における在籍や学修状況を在籍高校等が毎月確認します。機構は、毎月の在籍証明書類を確認した上で奨学金(月額)を送金します。

② 留学準備金

支給申請	【時期】事前研修参加後 【申請】 <u>在籍高校等が機構へ申請</u>
支給	【時期】事前研修への参加及び在籍高校等からの支給申請を確認後、原則として派遣留学生の留学開始前 【支給】 <u>機構から派遣留学生本人名義(原則)の口座へ送金</u> 【金額】支給金額を一括支給

(工) 留学計画の変更に伴う奨学金等の支給額について

採用決定後、応募時の留学計画に変更がある場合、変更内容によっては奨学金の支給総額や留学準備金の支給額が減額になります。なお、変更に伴う増額は行いません。

【留学計画の変更に伴う奨学金支給総額の例】

例	応募時の留学計画				変更後の留学計画			
	留学先国・地域 (留学期間)	奨学金 月額	支給対 象月数	奨学金 総額	留学先国・地域 (留学期間)	奨学金 月額	支給対 象月数	奨学金 総額
1	英国 (25日)	16万円	1回分	16万円	英国 (40日)	16万円	1回分	16万円
2	大韓民国 (65日)	12万円	3回分	36万円	大韓民国 (60日)	12万円	2回分	24万円
3	フランス (25日)	16万円	1回分	16万円	ベトナム (35日)	12万円	1回分	12万円
4	マレーシア (70日)	12万円	3回分	36万円	カナダ (60日)	12万円	2回分	24万円
5	英国(10日) 香港(15日)	12万円	1回分	12万円	英国(15日) 香港(10日)	12万円	1回分	12万円

例1) 留学期間が増加しても、応募時の支給対象月数が1回分であるため、2回分は支給されません。

例2) 留学期間の減少に伴い支給対象月数が3回分から2回分に減ります。

例3) 奨学金月額が高い地域区分から低い地域区分に変わるため、奨学金月額は12万円に変わります。留学期間が増加しても、応募時の支給対象月数が1回分であるため、2回分は支給されません。

※ この場合、留学準備金も35万円から21万円に変更になります。既に支給済の場合は、差額分の返納を求めます。

例4) 応募時は奨学金月額が低い地域区分のため、奨学金月額は変わりません。留学期間の減少に伴い支給対象月数が3回分から2回分に減ります。

例5) 応募時は奨学金月額が低い地域区分の留学期間が長いため、奨学金月額は変わりません。

(2) 研修の提供

事前・事後研修を実施し、留学経験の質の向上を図ります。(※)

(3) 派遣留学生ネットワークの提供

留学後の継続的な学修や交流の場としての派遣留学生ネットワークの提供を行います。(※)

※(2)研修及び(3)派遣留学生ネットワークの詳細は「12. 派遣留学生の義務及び採用決定後の手続き等」を参照してください。

7. 要件

本制度の支援を受ける生徒等及び在籍高校等は、(1)～(3)の要件を全て満たす必要があります。

(1) 派遣留学生の要件

次の①～⑩に掲げる要件を**全て満たす生徒等を支援の対象**とします。応募時には、留学開始時点で以下の要件を満たすかどうかを確認した上で申請してください(別途、時点を指定している場合を除く)。

派遣留学生の要件	
①	日本国籍を有する者又は応募時まで日本への永住が許可されている者
②	本制度で実施する事前・事後研修に参加する意思を表明した者、また、派遣留学生ネットワーク(留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。)に参加する意思を表明した者
③	在籍高校等において、卒業を目的とした課程に在籍する者
④	在籍高校等が派遣を許可し、受入先機関が受入れを許可する者
⑤	<p>機構が実施する国内の奨学金「第二種奨学金(予約採用)」に掲げる家計基準を満たす者</p> <p>※ただし、家計基準を超える場合であっても応募することができます。支援予定人数全体の1割程度を上限に採用します。</p> <p>※市町村民税を納税している自治体で発行される <u>2023年1月～12月の所得及びそれに基づき決定する2024年度(令和6年度(令和5年分))課税証明書(自治体によっては「所得証明書」)</u>の記載内容に基づき、家計基準を満たすか超えるかを在籍高校等が確認してください。</p> <p>※家計基準は、<u>生計維持者2名</u>(原則父母の両名、父母がいない場合は代わって生計を維持している主たる人)の収入・所得金額に基づいて判定してください。</p>
⑥	留学に必要な査証を確実に取得し得る者
⑦	留学終了後、在籍高校等に戻り学業を継続する者又は卒業を目指す者
⑧	2025年4月1日時点の年齢が30歳以下である者
⑨	<p>留学中に行うインターンシップ等の報酬や他団体等から留学のための給付型奨学金を受ける場合は、その総額が、本制度による奨学金の総額を超えない者</p> <p>※「本制度による奨学金の総額」には、留学準備金は含まれません。除いて算出してください。</p> <p>※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側が本制度の奨学金等との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。</p> <p>※文部科学省が実施する「社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業(国費高校生留学促進事業)」の留学支援金との併給はできません。</p>
⑩	<p>過去に、本制度又は「官民協働海外留学支援制度～トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム～」(以下「旧制度」という。)の派遣留学生として採用されていない者</p> <p>※ただし、過去に本制度第8期生及び第9期生又は旧制度の派遣留学生として採用された後、本人の責によらず留学開始前に辞退した者は、要件を満たすものとみなします。</p> <p>※旧制度の派遣留学生とは、「高校生コース」第1期～第7期の派遣留学生及び「地域人材コース高校生等枠」の第9期～第11期の派遣留学生を指します。</p>

(ア)家計基準の判定方法

家計基準の判定は、必ず在籍高校等が行ってください。

使用するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・「家計基準判定ツール(高校第 10 期応募用)」 ・応募を希望する生徒等の生計維持者2名(原則父母の両名、父母がいない場合は代わって生計を維持している主たる人)の課税証明書
判定方法	<ul style="list-style-type: none"> ①「家計基準判定ツール(高校第 10 期応募用)」の「入力例」を参照しながら、「入力シート」に、課税証明書の記載内容を入力する。 ②入力後、「家計基準が適格となる種別」に出る判定結果を確認する。
判定結果	「第二種奨学金の家計基準に適格」 → 当該生徒等は「家計基準内」です。
	「家計基準不適格」 → 当該生徒等は「家計基準外」です。

※1 本制度の家計基準の判定結果が「家計基準内」であっても、「第二種奨学金(予約採用)」の選考結果は異なる可能性がありますのでご了承ください。

※2 課税証明書の様式は自治体ごとに異なるため、機構は課税証明書の見方に関する質問には回答できません。発行元の各自治体にお問い合わせください。

※3 「家計基準判定ツール(高校第 10 期応募用)」は、在籍高校等に配布します。生計維持者の両名又はいずれかが海外に居住している場合の判定ツールも同様です。なお、第 8 期及び第 9 期の判定ツールを使用することは認められません。

(イ)拠点形成支援事業のプログラムとの併願制限について

各都道府県が実施する、拠点形成支援事業の2025 年度(第 10 期)プログラム(下段参照)に応募する生徒等は、本制度との併願の可否について、各プログラムの募集要項を必ず確認してください。

【拠点形成支援事業 第 10 期生募集 地域及びプログラム名】

- 福島県 「ふくしまの未来を担うグローバル人材育成事業」
- 石川県 「いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業」
- 静岡県 「ふじのくにグローバル人材育成事業」
- 滋賀県 「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」
- 高知県 「こうち未来創造グローバル人材育成事業～高校生の留学支援～」

拠点形成支援事業とは、高等学校段階からグローバル人材育成に取り組む留学モデル拠点地域を全国に作るため、2023 年度から実施しているものです(12地域を採択予定)。実施採択地域等の詳細は、トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラムのホームページを参照してください。

(2) 留学計画の要件

次の①～⑦の要件を全て満たす留学計画を支援の対象とします。

留学計画の要件	
①	<p>留学先国・地域における留学開始日が 2025 年 7 月 10 日(木)から 2026 年 3 月 31 日(火)までの間である計画</p> <p>※留学開始日が 2025 年 7 月 10 日(木)より前の計画は、支援対象外です。</p> <p>※「<u>留学開始日</u>」とは、<u>受入先機関で活動を開始する日</u>です。日本出発日、現地到着日及び滞在開始日ではありません。</p>
②	<p>留学先国・地域における留学期間が 14 日以上 1 年(365 日)以内の計画</p> <p>※留学終了(受入先機関での活動終了)後、10 日以内に帰国する必要があります。</p> <p>※2026 年 3 月に在籍高校等を卒業予定の生徒等(高等専門学校においては第3学年を修了予定の者)は、2026 年 3 月 31 日(火)までに日本に帰国する必要があります。</p>
③	<p>受入先機関からの受入許可を留学開始前までに得ることができる計画</p> <p>※受入先機関とは、諸外国等に所在する法人や団体等で、派遣留学生が実際に学修や探究活動を行う機関です。個人による受入れは認められません。受入先機関がなく、受入れの証明や活動を修了したことの証明ができない計画は支援の対象外です。</p> <p>※受入先機関が複数ある場合、各受入先機関での活動開始前に受入許可を得る必要があります。</p>
④	<p>在籍高校等が、教育上有益な学修活動と認める計画</p> <p>※語学学習のみを行う計画は、支援の対象外です。ただし、語学学習が留学全体の準備過程又は補助的位置づけとして計画の一部に含まれている場合は、支援の対象となります。</p>
⑤	<p>留学の目的に沿った探究活動が含まれている計画</p>
⑥	<p>アンバサダー活動、エヴァンジェリスト活動が含まれている計画</p>
⑦	<p>受入先機関の所在地が、外務省「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報の「レベル 2:不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画</p> <p>※応募時点で受入先機関の所在地が「レベル2」以上であっても、選考に差し支えありません。ただし、留学開始時点又は留学中に「レベル2」以上となった場合は、原則、奨学金の支給対象外となります。</p>

(ア)「留学期間」の注意点 (要件①②)

「留学期間」とは、受入先機関における派遣留学生の実際の活動の開始日から終了日までの期間で、受入先機関が証明する受入れの期間と一致する必要があります。

<例1>のように、渡航及び帰国にかかる期間や移動日は、その日に受入先機関での活動を行わない場合、留学期間に含まれません。また、受入先機関が発行する修了証明書等の書面で派遣留学生の受入れを証明できない日程は留学期間に含まれません。

また、本制度の留学として支援を行う留学は1回のみです。<例2>のように留学を終え日本へ帰国した後に再度留学する場合、両方の留学を支援することはできません。いずれか一方を選択してください。

<例1> 以下の日程の場合、留学期間は7/21～8/5(16日間)と8/7～8/30(24日間)の40日間

7/20	日本を出国し、英国に到着。ホームステイ開始。	
7/21～8/5	英国の受入先機関で活動。	留学開始日:7/21
8/6	英国からアメリカ合衆国へ移動(※活動はなし)。 語学学校の寮に入寮。	
8/7～8/30	アメリカ合衆国の受入先機関で活動	留学終了日:8/30
8/31	寮を退寮し、アメリカ合衆国を出国	
9/1	日本に到着	

※「留学開始日」は7/21です。日本出国日、英国到着日及びホームステイ開始日の7/20は留学開始日ではありません。

※「留学終了日」は8/30です。アメリカ合衆国出国日及び退寮日の8/31や日本帰国日の9/1は留学終了日ではありません。

<例2> 夏休みに2週間オーストラリアへ留学後、日本に帰国し、冬休みに2週間カナダへ留学する。

→オーストラリア又はカナダへの留学のいずれか一方を本制度の留学として応募してください。

(イ)「受入先機関」の注意点 (要件③)

採用後、奨学金の受給にあたっては、受入先機関が発行する修了証明書等の書面により受入先機関での活動を証明する必要があります。また、本制度の要件を満たす受入先機関であることを確認するため、受入先機関の所在地や法人格について機構が照会する場合があります。応募時に受入先機関を確定している必要はありませんが、事前に受入先機関の情報を確認した上で応募することを推奨します。

【受入先機関として認められない例】

- 日本に所在する法人・団体等
※日本に所在する法人・団体等の海外事務所は認められます。
- 滞在先(ホームステイ先、寮、ホテル等)
- 留学あっせん業者(留学エージェント、旅行代理店、現地ツアー会社等、留学手続き代行・留学先あっせん・滞在中のサポートを行う業者・団体)
※留学あっせん業者が受入先機関として認められるのは、留学計画の活動内容が留学あっせん業者の業務・活動に関するものである場合のみです。
- 個人(親戚・知り合い、教師宅等)
※個人が経営する事業に関する活動を行う場合、当該団体が受入先機関です。

(ウ)留学あっせん業者を利用する場合の注意点 (要件①～⑦)

機構が留学あっせん業者や当該団体が持つ留学プログラムを公認・認定することはありません。留学あっせん業者が提供する留学プログラムを利用する場合、その留学プログラムが本制度の要件を満たしていることを必ず確認してください。

(3)在籍高校等の要件

次の①～③に掲げる要件を全て満たす必要があります。

派遣留学生が在籍高校等を卒業した後も、本制度による支援が完了するまで上記の体制を有する必要があります。

在籍高校等の要件	
①	留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制を有すること
②	<p>留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること</p> <p>※在籍高校等は、文部科学省が定める「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」に記載のある事項について対応できる体制を整備する必要があります。</p> <p>※留学中及び留学の前後において、本制度の運営等に影響を与える可能性がある事態が生じた場合に、機構、派遣留学生本人及びその保護者との連絡、状況の把握及び収拾に努める体制を整備してください。</p>
③	<p>派遣留学生の支援に係る事務手続きを行う体制を有すること</p> <p>※本制度の事務手続きを遅滞なく適切に行う体制を整備してください。</p>

8. 応募方法

(1) 応募申請に関する注意点

- 応募を希望する生徒等(以下「応募者」という。)及び在籍高校等は、本募集要項及び「応募申請の手引き」(2024年11月中旬にホームページに掲載予定)を熟読の上、応募申請を行ってください。
- 応募者は、必ず在籍高校等(又は入学予定の高校等)を通して応募申請を行ってください。個人で応募申請することはできません。応募の可否について、在籍高校等(又は入学予定の高校等)に必ず確認してください。

※応募後に転校することが決定している場合であっても、応募申請は応募時の在籍高校等を通じて行ってください。

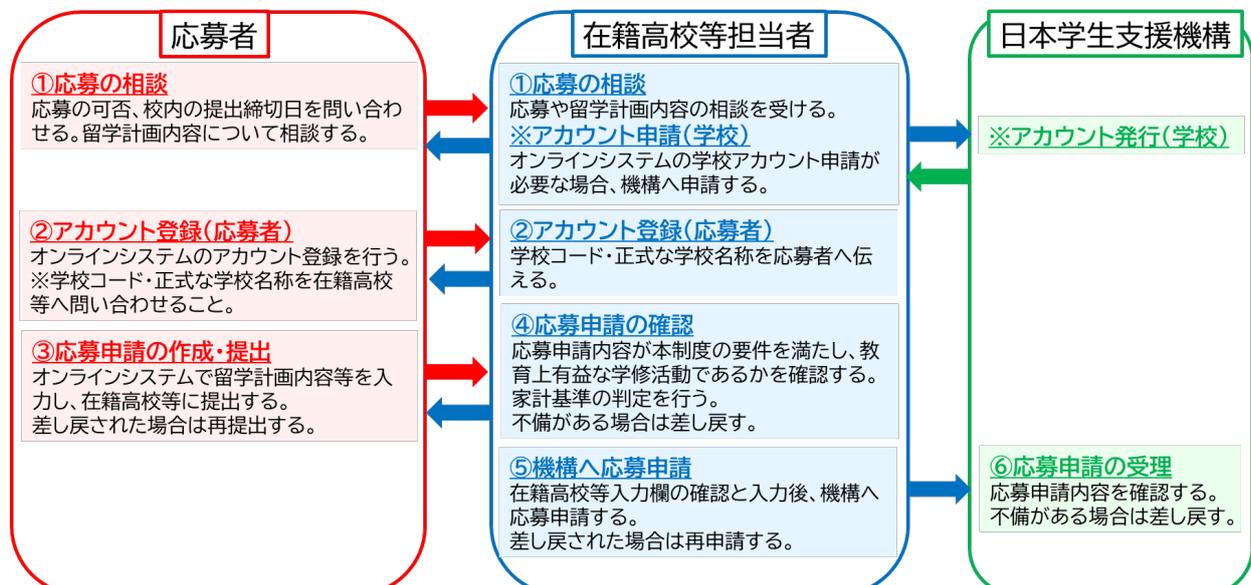
- 応募する留学計画は在籍高校等の長が教育上有益な学修活動と認める必要があります。留学計画の作成は、在籍高校等(又は入学予定の高校等)の担当者と相談の上で行ってください。
- 新高校2・3年生と新高校1年生は、応募の時期や選考方法が異なります。詳細は、「9. 選考・審査」及び「10. スケジュール」を参照してください。
- いかなる理由であっても応募申請期限を過ぎた場合は申請を受け付けません。在籍高校等は、応募者から在籍高校等への提出期限を応募者に周知すると共に、在籍高校等から機構への応募申請期限を厳守してください。
- 応募申請期限後の選考期間中は、応募書類の差替えや訂正は一切認められません。面接審査受験時に留学計画の変更や訂正を申し出ることは可能ですが、申し出たことをもって変更や訂正が受理されることはありません。必ず採用後に留学計画の変更申請を行い、承認を得る必要があります。

<在籍高校等の役割について>

本制度は、**応募～採用後の全手続きについて、在籍高校等を通して行います。**応募者がいる高校等は、「7. (3)在籍高校等の要件」に掲げる体制を整備すると共に、**本要項をはじめ、機構が作成する各手続きに記載の事項について理解した上で手続きを行う必要があります。**

(2) 応募方法

応募申請は、オンラインシステムで行います。オンラインシステムはホームページからアクセスしてください。



(ア)在籍高校等のアカウント申請

応募者がいる在籍高校等は、オンラインシステムのアカウントが必要です。在籍高校等のアカウント発行が完了後、応募者はオンラインシステム上で在籍高校等への応募申請の提出が可能になります。

【本制度に初めて応募する在籍高校等】

オンラインシステムのアカウント申請をする必要があります。「10.スケジュール」のアカウント申請期限までに機構へ申請してください。

【第8期・第9期の応募実績がある在籍高校等】

オンラインシステムに登録している情報(メールアドレス、担当者、電話番号等)に変更がある場合は、機構に変更申請をする必要があります。変更がない場合、アカウントの変更申請は不要です。第8期・第9期の応募時に使用したアカウントを引き続き使用してください。

オンラインシステム 在籍高校等アカウント申請フォーム	こちら
----------------------------	---------------------

※ 上記のフォームより、在籍高校等のアカウント取得状況を確認できます。

(イ)応募申請期限

【応募者から在籍高校等への提出期限】

各在籍高校等が設定します。在籍高校等の指示に従ってください。

【在籍高校等から機構への応募申請期限】

在籍高校等は、機構へ応募申請する前に留学計画の内容確認を行い、在籍高校等の入力事項を入力する必要があります。校内の提出期限は余裕をもって設定してください。また、必ず応募者に提出期限を周知してください。

(ウ)応募書類の内容(予定)

①2025 年度官民協働海外留学支援制度留学計画書(オンライン入力) <記載内容例(一部抜粋)>

- ・留学計画の概要、留学先国・地域、受入先機関、留学期間
- ・留学計画に含まれる探究活動の内容・実現性
- ・アンバサダー活動及びエヴァンジェリスト活動の内容 等

②自由記述書 <記載内容例(一部抜粋)>

- ・学内外での取り組み
- ・高校卒業後の進路・将来について
- ・留学を通じて得た成果を社会へどのように還元するか 等

※1 応募書類は日本語で作成してください。

※2 応募書類に不足や記入漏れ等の不備がある際は、審査の対象とならない場合があります。

※3 応募申請が開始するまでは、「留学計画書事前準備シート」を活用して応募書類の作成の準備をすることができます。ただし、応募申請は、オンラインシステムへの直接入力です。「留学計画書事前準備シート」を添付して申請することはできません。

9. 選考・審査

(1) 選考の流れ

新高校2・3年生は「第一日程」、新高校1年生は「第一日程」又は「第二日程」のいずれかで応募してください。

※ 「第一日程」と「第二日程」の両方に応募することはできません。

(ア) 第一日程(新高校2・3年生及び新高校1年生)



※ 書面審査(一次審査)通過者を対象に、面接審査(二次審査)(個人面接)を実施します。

(イ) 第二日程(新高校1年生のみ)



※ 応募者全員が個人面接を受験する総合審査を行います。

(2) 審査の観点

本制度では、派遣留学生が将来「社会にイノベーションを起こすグローバル探究リーダー」として日本の未来を創る、次のような人材として活躍することを期待しています。

- 自己のあり方生き方を考え、持続可能な未来の創り手として探究を深め、自ら課題を発見し解決できる資質を持った人材
- 好奇心を原動力として、自由な発想で新たな価値を創造するマインドを有する人材
- 失敗を恐れずに、未知の領域に試行錯誤しながら挑戦し続ける人材
- 多様な分野においてリーダーシップを発揮し、世界のグローバルリーダーと渡り合い、日本や国際社会において活躍できる人材

上記に基づき、審査は「人物」と「計画」の2つの観点から行います。「人物」の観点をより重視します。

(ア) 人物(求める人材)

- 本要項「4. 求める人材像」で示したような人材であるか。

(イ) 計画(留学計画の内容)

- 留学の目的や学びたいことが明確であるか、応募理由が明確であるか
- 留学の目的を達成させるために適切な「留学先」「期間」「探究活動内容」であるか
- 今回の留学で得た成果を自分の将来にどのように活かすか、社会にどのような形で還元しようと考えているか

(3) 選考、審査及び採否結果にかかる注意事項

選考、審査にかかる問い合わせ及び採否結果の理由については一切お答えできません。

10. スケジュール

新高校2・3年生は「第一日程」で応募してください。「第二日程」で応募することはできません。

新高校1年生は、「第一日程」又は「第二日程」のいずれかで応募してください。「第一日程」で応募する場合、応募の可否を2025年4月に入学予定の高校等に必ず確認してください。なお、「第一日程」と「第二日程」の両方に応募することはできません。

	第一日程 (新高校2・3年生/新高校1年生)	第二日程 (新高校1年生)
応募者から在籍高校等への 応募申請提出期間	在籍高校等(又は入学予定の高校等)が指定する期間	
在籍高校等から機構への 応募申請開始時期	2024年12月2日(月)予定	2025年4月1日(火)
在籍高校等のアカウント申請期限	2025年1月17日(金)	2025年4月15日(火)
在籍高校等から機構への 応募申請期限	2025年1月23日(木)17時	2025年4月21日(月)17時
書面審査結果の通知	2025年3月上旬予定	
面接審査 ※新高校1年生は総合審査	3月20日(木):東京 3月22日(土):岡山、名古屋 3月23日(日):大阪 3月24日(月):大阪 3月26日(水):札幌 3月27日(木):福岡 3月28日(金):仙台、沖縄 3月30日(日):東京	5月5日(月):東京、岡山 5月6日(火):大阪 5月10日(土):札幌、福岡 5月11日(日):東京
採否結果通知	2025年4月下旬予定	2025年5月下旬予定
採用者の手続き	採用決定後に詳細を通知します。	
壮行会(参加任意)	<東京> 6月14日(土)午前 6月15日(日)午前	<大阪> 6月21日(土)午前
事前研修(参加必須)	<東京> 6月14日(土)午後 6月15日(日)午後	<大阪> 6月21日(土)午後
留学開始日	2025年7月10日(木)~2026年3月31日(火)まで	
事後研修(参加必須)	2025年秋以降順次	

※1 応募状況によっては、面接審査・総合審査の日程及び会場が変更になることがあります。

※2 面接審査・総合審査は対面での実施を予定しています。日時及び会場は、在籍高校等の所在地、応募者の居住地及び対象人数を考慮の上で機構が指定し、在籍高校等を通じて通知します。指定された日時及び会場は原則として変更できませんので、ご留意ください。なお、交通費は応募者の自己負担です。

※3 事前研修・事後研修は参加が必須です。事前研修は、上記の3日程のいずれかを機構が指定しますので、必ず参加できるよう準備をしてください。

11. 受験上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査又は総合審査を受験するにあたり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍高校等を通じて機構に相談してください。

12. 派遣留学生の義務及び採用決定後の手続き等

(1) 壮行会への参加(任意)

支援企業や支援者等より派遣留学生を激励する会として、また、派遣留学生が親睦を深める会として、壮行会を実施します。可能な限り参加してください。採用決定後に詳細を案内します。

(2) 事前研修への参加(必須)

派遣留学生は、**留学を開始する前に**事前研修(半日間を予定)に参加する必要があります。研修の途中からの参加や途中までの参加は認められません。

日時及び会場は、在籍高校等の所在地、派遣留学生の居住地等によって機構が指定し、在籍高校等を通じて通知します。「10. スケジュール」に記載の3日程のいずれかを指定しますので、必ず参加できるよう準備をしてください。なお、交通費の支給はありません。留学準備金に含まれています。

(3) 派遣留学生登録書類・支給申請書類・誓約書等の提出

派遣留学生は、採用決定後の案内に従って書類を提出してください。在籍高校等の担当者は、採用決定後の手続きにあたり、「事務手続きの手引」を併せて確認してください。

(4) 事後研修への参加(必須)

派遣留学生は、**留学終了後**、事後研修(1日間を予定)に参加する必要があります。研修の途中からの参加や途中までの参加は認められません。

事後研修は、2025 年秋以降に順次開催予定です。日時及び会場は、帰国日等に応じて機構が指定し、在籍高校等を通じて通知します。なお、交通費の支給はありません。留学準備金に含まれています。

(5) 留学報告書の提出

派遣留学生は、事後研修参加後1か月以内に別途定める「留学状況報告書」を提出する必要があります。

(6) 派遣留学生ネットワークへの参加

派遣留学生ネットワークに参加してください。また、派遣留学生ネットワークにおける留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供等の各種活動等にもできる限り積極的に参加してください。

(7) トビタテ！留学 JAPAN 広報への協力

留学から帰国後は、トビタテ生として継続的に自らエヴァンジェリスト活動に取り組むとともに、トビタテ！留学 JAPAN 広報にできる限り協力してください。

(8) 誓約書の遵守

派遣留学生は、誓約書に記載の事項を将来にわたって遵守してください。

13. 採用決定後の留学計画等の変更

採用後に留学時期や受入先機関等に変更が生じた場合、速やかに留学計画の変更申請の手続きを行う必要があります。

留学計画の変更内容によっては、選考委員による再審査を行います。再審査の結果、変更が承認されない場合や、奨学金の支給を終了する場合があります。また、再審査には回数の制限(原則2回)がありますので、応募の段階から熟慮のうえ留学計画を作成し、申請してください。

14. 採用取消し又は支援の終了等

(1) 採用の取消し

機構は、派遣留学生の応募書類の内容に虚偽があることが認められた場合は、派遣留学生としての採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めることがあります。

(2) 奨学金等の支給の終了

機構は、派遣留学生が以下のいずれかの事項に該当すると認められた場合は、奨学金等の支給を終了し、既に支給している奨学金等の全部又は一部の返納を求めることがあります。

- ① 「7. 要件」の「(1)派遣留学生の要件」に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合
- ② 留学期間が14日に満たなくなった場合
- ③ 誓約書の記載内容を遵守しなかったことが判明した場合
- ④ 学業不振や素行不良等が極めて顕著である場合又は受入れ機関若しくは在籍高校等で懲戒処分を受けた場合
- ⑤ 留学計画に大幅な変更が生じている場合
※ただし、再審査により採用時の留学計画と同等の質を担保していると判断できる場合はこの限りではありません。
- ⑥ 派遣留学生の本制度にかかる各種申請書類の内容に虚偽があることが認められた場合
- ⑦ その他、派遣留学生としての責務を怠り、派遣留学生として適当でないと認められた場合

15. 安全管理について

派遣留学生は、留学にあたって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、在籍高校等や受入先機関と連絡を密にするようにしてください。

渡航中の万一の事故に備えるため、留学開始までに各自で海外旅行保険に加入することを推奨します。また、在籍高等学校等で所定の制度がある場合には在籍高校等の指示に従ってください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター(海外安全相談班)」の情報提供サービス等を活用してください。また、留学に関する情報収集の手段として、機構ホームページ等を活用してください。

なお、留学先国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先国・地域の変更を指示することや、派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

- 外務省領事局 領事サービスセンター(海外安全相談班)
〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 (外務省庁舎内)
TEL(代表)03-3580-3311(内線:2902、2903)
URL:https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html
- 外務省「海外安全ホームページ」 <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 独立行政法人日本学生支援機構「海外留学支援サイト」 <https://ryugaku.jasso.go.jp>
- 文部科学省「高等学校等における海外留学に関する 危機管理ガイドライン」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/koukousei/mext_02524.html

【在留届の提出について】

旅券法第 16 条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館(在外公館)に「在留届」を提出するよう義務付けられています。留学先国・地域で緊急事態等が発生した場合に、在外公館から連絡や保護を受けられるよう、渡航後は最寄りの在外公館に在留届を必ず提出してください。

また、滞在期間が3か月未満の場合は、外務省旅行登録「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けることができるため、登録をしてください。

- 外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>
- 外務省海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

16. 個人情報の取扱いについて

提供された個人情報は、本制度実施のために利用されます。また、行政機関、公益法人等及び機構内関連部署等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供されます。この利用目的の適正な範囲において、「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業等、教育機関、在外公館、行政機関、公益法人及び業務委託先等に必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

17. 照会先

(1) 在籍高校等の照会先

トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム 事務局

(独立行政法人日本学生支援機構 グローバル人材育成部 グローバル人材育成企画課)

【在籍高校等担当者専用 問い合わせフォーム】

[こちら](#)又は右記のQRコードよりアクセスしてください。

※ 原則、問い合わせ日の翌日から3営業日以内に回答する予定です。



(2) 応募者及び保護者の照会先

在籍高校等の担当者

※ **応募者及び保護者の方は、在籍高校等の担当者を通じてお問い合わせください。**

(1)の事務局は在籍高校等担当者専用の窓口です。

18. リンク集

トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム【高校生等対象】 トップページ

<https://tobitate-mext.jasso.go.jp/newprogram/hs/>

応募への準備お役立ち情報

<https://tobitate-mext.jasso.go.jp/news/detail.html?id=492>

第 10 期募集に関する最新の情報を掲載します。

オンライン申請にかかる情報

<https://tobitate-mext.jasso.go.jp/news/detail.html?id=415>

オンライン申請に関する情報や資料を掲載します。

FAQ

<https://tobitate-mext.jasso.go.jp/news/detail.html?id=400>

本制度第 10 期の応募に関する FAQ を掲載します。

在籍高校等担当者(事務担当教職員)向けページ

<https://tobitate-mext.jasso.go.jp/info/koukousei/>

在籍高校等担当者向けの情報や資料をまとめて掲載します。

別紙：国・地域コード表

地域	国・地域 コード	国・地域名	国・地域 コード	国・地域名	国・地域 コード	国・地域名
アジア	100	台湾	108	インドネシア	116	パキスタン
	101	バングラデシュ	109	大韓民国	117	フィリピン
	102	ブータン	110	ラオス	191	シンガポール
	103	ブルネイ	111	マカオ	119	スリランカ
	104	カンボジア	112	マレーシア	120	タイ
	105	中国	113	モンゴル	121	ベトナム
	106	香港	114	ミャンマー	123	東ティモール
	107	インド	115	ネパール	124	モルディブ
中南米	201	アルゼンチン	209	エクアドル	217	パラグアイ
	202	ボリビア	210	エルサルバドル	218	ペルー
	203	ブラジル	211	グアテマラ	219	トリニダード・トバゴ
	204	チリ	212	ホンジュラス	220	ウルグアイ
	205	コロンビア	213	ジャマイカ	221	ベネズエラ
	206	コスタリカ	214	メキシコ	222	ハイチ
	207	キューバ	215	ニカラグア		
	208	ドミニカ共和国	216	パナマ		
中近東	301	バーレーン	308	レバノン	314	アラブ首長国連邦
	303	イラン	309	オマーン	315	イエメン
	304	イラク	310	カタール	316	パレスチナ
	305	イスラエル	311	サウジアラビア	317	アフガニスタン
	306	ヨルダン	312	シリア		
	307	クウェート	313	トルコ		
アフリカ	401	アルジェリア	414	モーリタニア	427	ボツワナ
	402	カメルーン	415	モロッコ	428	南スーダン共和国
	403	コンゴ共和国	416	ナイジェリア	429	シエラレオネ
	404	コートジボワール	417	セネガル	430	モザンビーク
	405	エジプト	418	南アフリカ	431	ベナン共和国
	406	エチオピア	419	スーダン共和国	432	ガンビア
	407	ガボン	420	タンザニア	433	ナミビア
	408	ガーナ	421	チュニジア	434	ニジェール
	409	ギニア	422	コンゴ民主共和国	435	マラウイ
	410	ケニア	423	ザンビア	436	ジブチ
	411	リベリア	424	ジンバブエ	437	ルワンダ
	412	リビア	425	チャド	438	ブルンジ
	413	マダガスカル	426	ウガンダ	439	レソト

地域	国・地域 コード	国・地域名	国・地域 コード	国・地域名	国・地域 コード	国・地域名
北米	501	カナダ	502	アメリカ合衆国		
オセアニア	601	オーストラリア	607	フィジー諸島	613	バヌアツ
	602	ニュージーランド	608	キリバス	614	サモア
	603	パプアニューギニア	609	ナウル	615	クック諸島
	604	パラオ	610	ソロモン諸島	616	ニウエ
	605	マーシャル諸島	611	トンガ	617	トケラウ諸島
	606	ミクロネシア	612	ツバル	618	ニューカレドニア
ヨーロッパ	701	アルバニア	718	ギリシャ	735	スウェーデン
	702	オーストリア	719	ハンガリー	736	スイス
	703	エストニア	720	アイスランド	737	英国
	704	ラトビア	721	アイルランド	738	セルビア
	705	リトアニア	722	イタリア	739	ボスニア・ヘルツェゴビナ
	706	ベルギー	723	ルクセンブルク	740	キルギス
	707	ブルガリア	724	マルタ	741	タジキスタン
	708	ベラルーシ	725	北マケドニア	742	モンテネグロ
	709	カザフスタン	726	オランダ	743	アゼルバイジャン
	710	ウクライナ	727	ノルウェー	744	リヒテンシュタイン
	711	ウズベキスタン	728	ポーランド	745	ジョージア
	712	クロアチア	729	ポルトガル	746	アルメニア
	713	チェコ	730	ルーマニア	747	コソボ
	714	デンマーク	731	ロシア	748	トルクメニスタン
	715	フィンランド	732	スロバキア	749	モルドバ
	716	フランス	733	スロベニア	750	キプロス
	717	ドイツ	734	スペイン		
	000	その他の国・地域				

官民協働海外留学支援制度

～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～

【大学生等対象】

2025 年度(第 17 期)派遣留学生募集要項

2024 年 10 月

文部科学省 官民協働海外留学創出プロジェクト
独立行政法人日本学生支援機構 グローバル人材育成部



目次

1.	趣旨	3
2.	本制度の概要	4
3.	定義	5
4.	求める人材像	5
5.	募集コース、支援予定人数	6
6.	支援の内容	6
7.	要件	8
8.	応募方法	12
9.	選考、審査	15
10.	受験上の配慮申請について	16
11.	派遣留学生の義務及び採用決定後の手続き等	17
12.	採用決定後の留学計画等の変更	18
13.	採用取消し又は支援の終了等	18
14.	安全管理について	19
15.	個人情報の取扱いについて	19
16.	照会先	20
17.	スケジュール	21
18.	支援企業・団体及び個人寄附者について	22

はじめに

文部科学省、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）では、意欲と能力のある全ての日本の若者が、海外留学に自ら一步を踏み出す機運を醸成することを目的として2013年度から「トビタテ！留学 JAPAN」を推進してきました。その取り組みの一つとして2020年度までの7年間で約1万人の高校生、大学生等を「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」の派遣留学生として採用し、幅広い国・地域への留学を実現しました。

2023年度からは、コロナ禍で大きく落ち込んだ日本人学生・生徒の海外留学者数をいち早くコロナ禍前の水準に回復することを目指し、新たなビジョンを掲げ、2027年度までの5年間、「トビタテ！留学 JAPAN」第2ステージを実施しています。

教育未来創造会議第二次提言（2023年4月27日）においても、2033年までに日本人学生・生徒の海外留学者数を50万人にするとの目標が掲げられており、引き続き、海外留学の促進に努めます。

「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム【大学生等対象】～」（以下「本制度」という。）は、第2ステージの一環として、グローバル人材育成コミュニティに参画する民間企業や個人からの支援や協力（※）によって実施され、引き続き、機構が運営します。

※第2ステージにおいて、奨学金等の原資となる寄附金への御協力をいただいている民間企業及び個人については、「18. 支援企業・団体及び個人寄附者について」に掲載しています。

1. 趣旨

本制度は、将来的に、「自ら社会に変革を起こしていくグローバルリーダー」となり、日本の未来を創る人材の育成を社会全体で強力に推進することを目指します。

- ✓ 官民が協働し、民間の知見や支援を活用した海外留学支援制度で、学生等の関心に基づく実践的な海外での学びを支援し国境を越えた活躍を促進することによって、国際頭脳循環を活性化します。
- ✓ 多様な興味関心に基づく留学を支援するコース設定と多様な人材への留学機会提供により、既存の概念にとらわれず自ら行動を起こし、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を醸成します。
- ✓ 個性あふれる多様な派遣留学生のネットワーク（以下「派遣留学生ネットワーク」という。）を形成します。留学後も派遣留学生ネットワークを社会と繋げ、様々なステークホルダーとの協働プロジェクト等を通じて、継続した学修の機会を提供し、価値イノベーション人材を育成します。

これらを通じて学生等がグローバルに活躍できる力を身に付け、自らの経験を新しい留学文化の醸成に還元することで、留学を通じた人材育成のアップデートを図ります。

2. 本制度の概要

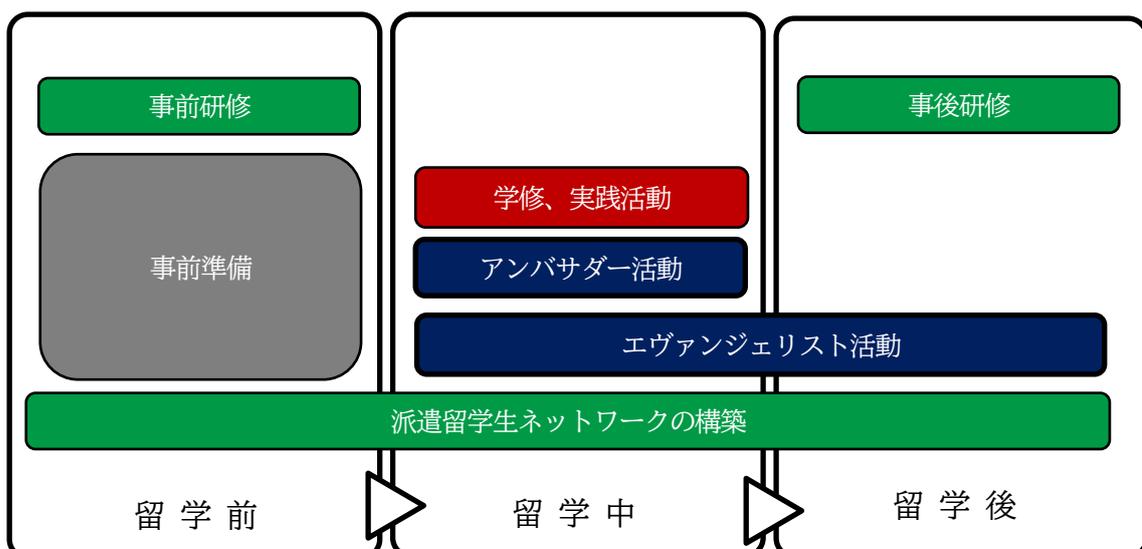
本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年以上で専攻科を含む。）、高等学校（専攻科）、中等教育学校（後期課程の専攻科）、特別支援学校（高等部の専攻科）及び専修学校（専門課程）（以下「高等教育機関」という。）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国及び諸地域（以下「諸外国等」という。）への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学の質を高めるため、留学を開始する前に行う事前研修及び留学終了後に行う事後研修（以下「事前・事後研修」という。）の提供、及び留学後の継続的な学修や交流の場としての派遣留学生ネットワークの提供を行います。

本制度では、学生等が自ら定めた明確な目的と意欲的な目標に基づき立案した諸外国等での実践活動（※）を含む留学（以下「留学計画」という。）を支援します。実践活動に焦点を当てた留学を支援することにより、多様な経験と自ら行動する体験の機会を提供します。

また、学生等には留学先において日本や日本の地域の良さを発信する「アンバサダー活動」、留学中や帰国後に、留学で得た体験、意義や成果を積極的に発信し留学機運醸成に寄与する「エヴァンジェリスト活動」にそれぞれ取り組んでいただきます。

※実践活動とは、座学や知識の蓄積型ではなく「実社会との接点」から多様な学びを得ることができる学修活動（インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、プロジェクトベースドラニング、実験、実習に限らず、上記の趣旨に沿う多様な学修活動）のことをいいます。

※実践活動とその他の学修の割合は学生等が自由に立案することができ、実践活動のみの留学計画も支援の対象となります。



3. 定義

本募集要項において、「派遣留学生」とは、我が国の高等教育機関（以下「在籍大学等」という。）に在籍したまま、留学生を受け入れる諸外国等の機関（以下「受入れ機関」という。）へ留学する日本人学生等で、本制度により奨学金等の支援を受ける者をいいます。受入れ機関は、諸外国等の法人や団体等、受入許可書の発行が可能な機関（大学等に限らない。）を指し、個人による受入れは認められません。

4. 求める人材像

本制度では次のような人材を派遣留学生として支援します。

- (1) 日本の未来を創る将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げる素養を身につけようという意欲を有する人材
 - ・ 世界の人々との交流を通じた経験から学び、多様な価値観を柔軟に取り入れようとする態度
 - ・ 世界のグローバルリーダーと対等に渡り合い、国境を越えて活躍し、日本・世界に貢献したいという高い志
 - ・ 様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
 - ・ 失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
 - ・ 独自の視点や考えを有し、自らの志を先例に捉われずに具体化するための思考力と行動力
 - ・ 集団活動においてイニシアチブをとり、対話・協働しながら、周囲を巻き込む能力
 - ・ 専門性を有しながら、既存の分野・領域に捉われず広い視野を持ち、社会課題の解決に取り組む能力
- (2) 「新・日本代表プログラム」の派遣留学生としてふさわしい規律ある行動をとる自覚と自律性を有する人材
- (3) 本制度で実施する事前・事後研修、派遣留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動（アンバサダー活動、エヴァンジェリスト活動、独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流等）に主体的に参画する人材

また、本制度では派遣留学生が留学を通じて得たものを社会に還元し、将来「自ら社会に変革を起こしていくグローバルリーダー」となり、日本の未来を創る人材として活躍することを期待します。

※「自ら社会に変革を起こしていくグローバルリーダー」として期待する人材像

- ・ 産業界を中心に社会で求められる人材
- ・ 世界を視野に入れ、国境を越えて活躍し、日本・世界に貢献できる人材
- ・ 新たな課題発見・解決や、新たな技術の獲得・能力の向上等に意欲的にチャレンジし、社会にイノベーションを起こしていく人材
- ・ 柔軟な姿勢で周囲と協働しながら日本及び世界の課題解決に取り組み、世界を牽引していく人材
- ・ 様々な困難や変化に対し、既存の概念に捉われず自ら行動を起こし、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を有する人材

5. 募集コース、支援予定人数

募集コース及び支援予定人数は以下のとおりです。

STEAM 及びダイバーシティコースは、留学計画の目的や分野に応じてコースを選択してください。

イノベーターコースは、分野を問わず、留学後もイノベーターとして挑戦していきたい学生等のチャレンジ精神溢れる留学計画を支援します。

なお、採用人数は募集の状況等により変動する場合があります。

コース	2025 年度 支援予定人数	支援する留学計画
イノベーターコース	50 人	自ら課題を設定し、解決に向けて新たな知識や技術の獲得、能力の向上を目指す等、試行錯誤を繰り返し、独自の構想力をもって既存の枠組みを超えた新たな価値を創造しようとする（ゼロをイチにする様な）挑戦的な留学計画 <挑戦例> ・新たな社会の在り方を模索する計画 ・新たな産業、事業、技術、商品・サービスを生み出そうとする計画 ・グローバル・サウスにおける挑戦的な計画
STEAM コース	100 人(※)	日本及び世界の社会課題解決のための技術革新や新産業創出に貢献する STEAM (Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics) 領域における留学計画 <留学分野例> 1. 環境・エネルギー分野 2. ライフサイエンス分野 3. ナノテクノロジー・材料分野 4. 情報通信分野 5. 社会技術・社会基盤分野 ※例示以外の AI や量子コンピューティング等の先端技術分野や融合系分野等の留学計画であっても応募可能です。
ダイバーシティコース	100 人	派遣留学生の専門領域における課題解決に取り組む留学計画。スポーツ、芸術、人文学、社会科学、総合知領域等を含む多様な領域の留学計画を支援します。

※STEAM コースの支援予定人数のうち、1 割程度を高等専門学校（留学時に第 4 学年以上で専攻科を含む）から採用します。

※新大学 1 年生 (※) についても募集します。応募スケジュールについては「17. スケジュール」を確認してください。なお、新大学 1 年生は、応募スケジュールが他学年と異なりますので、注意してください。

※2025 年 4 月に大学、短期大学、専修学校（専門課程）へ第 1 学年として進学する者

6. 支援の内容

(1) 奨学金等の支給

奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）を支給します。

なお、奨学金等の支給額は、応募時に申請する留学計画の第 1 希望の受入れ機関が所在する国・

地域（以下「留学先国・地域」という。）及び留学期間に基づいて決定します。応募時に申請する留学計画からの変更による支給額の増額はしません。

(ア) 支給金額

支援内容	留学先国・地域	支給金額 (家計基準内) ※	支給金額 (家計基準外) ※
奨学金(月額)	北米、シンガポール、欧州、中近東 ※以下の除外国は除く。 アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	160,000 円	60,000 円
	アジア（シンガポールを除く）、大洋州、中南米、アフリカ及び上記除外国	120,000 円	
留学準備金※	アジア地域	150,000 円	
	その他の地域	250,000 円	
授業料	全地域	300,000 円	

※留学準備金については、円安や急激な物価高騰を鑑み、上記の支給金額に加えて、アジア地域 60,000 円、その他の地域 100,000 円を増額して支給します。

① 奨学金

- ・ 留学計画の実行にかかる現地活動費を支援の対象とします。
- ・ 奨学金月額は、機構が実施する国内の貸与奨学金「第二種奨学金」に掲げる家計基準を満たしている場合（家計基準内）と超えている場合（家計基準外）で異なります。
※家計基準の詳細は「7. 要件」の「(1) 派遣留学生の要件」を確認してください。判定は、2025 年 4 月 1 日時点の学籍身分（見込）で行ってください。在籍大学等に家計の所得がわかる直近（2023 年 1 月～12 月分）の必要書類を提出し、家計基準を満たすか超えるかを確認してください。
- ・ 留学期間中、ひと月の留学日数が 15 日未満になる場合、当該月の奨学金を支給しません。
- ・ ひと月のうちに留学先国・地域が複数にまたがる場合は、当該月のうち、より多くの日数を留学する留学先国・地域の月額を支給します。留学日数が同じである場合、より月額が高い方の留学先国・地域の月額を支給します。
- ・ 留学期間中は派遣留学生の受入れ機関における在籍や学修状況を在籍大学等が毎月確認します（以下「在籍確認」という）。奨学金は、在籍確認を行った上で支給します。

② 留学準備金

事前・事後研修参加費、往復渡航費、査証取得や予防接種等、留学準備にかかる費用の一部を支援します。留学先国・地域が複数あり、「アジア地域」と「その他の地域」のいずれも該当

する場合は、「その他の地域」の金額を支給します。

③ 授業料

- ・ 諸外国等の大学等（大学，大学院，短期大学，高等専門学校又は専門課程を置く専修学校に相当する諸外国等の高等教育機関をいう。）における授業料を支援の対象とします。
- ・ 在籍大学等と受入れ機関の間で締結された学生交流に関する協定等により、受入れ機関において授業料不徴収又は全額免除となっている場合、授業料は支援対象外です。
- ・ 受入れ機関である諸外国等の大学等において受講する科目が、語学の習得を目的とする内容の科目のみであり、かつ当該科目が専門分野の学修を目的としていない場合、授業料は支援対象外です。

(イ) 支給方法及び支給時期

奨学金等の支給は、在籍大学等を通じて行います。

奨学金	<p>【機構→在籍大学等】 原則、年度中の支給予定分を機構から在籍大学等へ年度ごと一括送金。</p> <p>【在籍大学等→派遣留学生】 在籍大学等が支給対象月ごとに派遣留学生の在籍確認を行った上で、派遣留学生本人名義の口座へ奨学金月額を送金。</p>
留学準備金	<p>【機構→在籍大学等】 支給申請書類等を提出後、機構から在籍大学等へ送金。</p>
授業料	<p>【在籍大学等→派遣留学生】 在籍大学等から派遣留学生の本人名義の口座へ全額を送金。</p>

(2) 研修の提供

事前・事後研修を実施し、留学経験の質の向上を図ります。(※)

(3) 派遣留学生ネットワークの提供

留学後の継続的な学修や交流の場としての派遣留学生ネットワークの提供を行います。(※)

※研修及び派遣留学生ネットワークの詳細は「11. 派遣留学生の義務及び採用決定後の手続き等」を参照してください。

7. 要件

(1) 派遣留学生の要件

次の①～⑨に掲げる要件を全て満たす者を支援の対象とします。

応募時には、留学開始時点で以下の要件を満たすかどうかを確認した上で申請してください。(別途、時点を指定している場合を除く)

派遣留学生の要件	
①	日本国籍を有する者又は応募時まで日本への永住が許可されている者
②	本制度で実施する事前・事後研修に参加する意思を表明し、且つ参加できる者、また、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する意思を表明した者
③	在籍大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する者 ※応募時にいずれの在籍大学等にも在籍していない場合、応募することはできません。
④	在籍大学等が派遣を許可し、受入れ機関が受入れを許可する者
⑤	<p>機構が実施する国内の奨学金「第二種奨学金」に掲げる家計基準を満たす者</p> <p>※ただし、家計基準を超える場合であっても応募することができます。多様な留学計画の支援という観点から、支援予定人数全体の1割程度を上限に採用します。</p> <p>※家計基準の判定は、2025年4月1日時点の学籍身分（見込）で行ってください。在籍大学等に家計の所得がわかる直近（2023年1月～12月分）の必要書類を提出し、家計基準を満たすか超えるかを確認してください。在籍大学等向けの家計基準の判定にかかる資料（判定ツール等）は10月下旬頃に公開予定です。</p> <p>※家計基準の判定は、以下の金額を基に行ってください。</p> <p><学部学生等></p> <p>大学、短期大学、高等専門学校（第4学年以上で専攻科を含む。）、高等学校（専攻科）、中等教育学校（後期課程の専攻科）、特別支援学校（高等部の専攻科）、専修学校（専門課程）に在籍する学生等は、生計維持者（原則父母、父母がいない場合は代わって生計を維持している主たる人）の収入・所得金額</p> <p><大学院学生></p> <p>大学院に在籍する学生は、本人の収入（定職、アルバイト、父母等からの給付、奨学金（現在申込中のものは除く）、その他の収入により本人が1年間に得た金額）と配偶者の定職収入の金額の合計額</p> <p>詳しくは、以下のホームページを参照してください。</p> <p>https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaigaku/index.html</p>
⑥	留学に必要な査証を確実に取得し得る者
⑦	<p>留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続する意欲のある者、卒業しようとする又は学位を取得しようとする者</p> <p>※留学期間中は在籍大学等に在籍している必要があります。</p>
⑧	2025年4月1日時点の年齢が30歳以下である者
⑨	留学中に行うインターンシップ等の報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける場合は、その平均月額（総額を留学期間の月数で除した金額）が、本制度による奨学金月額を超えない者

<p>※他団体等から奨学金を受ける場合、奨学金支給団体側が本制度の奨学金等との併給を認めない場合があるため、当該団体に確認してください。</p> <p>※機構が実施する「海外留学支援制度（協定派遣、学部学位取得型、大学院学位取得型）」との併給はできません。</p>
<p>⑩ 過去に本制度又は「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」（以下、「旧制度」という。）の派遣留学生として採用されていない者</p> <p>※ただし、以下の学生は本制度の要件を満たすものとみなします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に本制度【大学生等対象】又は旧制度大学生等コースの派遣留学生として採用された後、本人の責によらず留学開始前に辞退した者 ・ 過去に旧制度の高校生コース又は地域人材コース高校生等枠の派遣留学生として採用された者 ・ トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム【高校生等対象】（第8期）又は（第9期）の派遣留学生として採用された者
<p>⑪ トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム【高校生等対象】（第10期）に応募していない者</p>

(2) 留学計画の要件

次に掲げる要件を全て満たす留学計画を支援の対象とします。

留学計画の要件
<p>① 留学先国・地域における留学開始日が2025年8月1日（金）から2026年3月31日（火）の間である計画</p> <p>※「留学開始日」とは、受入れ機関で活動を開始する日です。渡航日ではありません。</p>
<p>② 留学先国・地域における留学期間が28日以上1年以内（3か月以上を推奨）の計画</p> <p>※「留学期間」とは、受入許可書等に基づく実際の活動の開始日から終了日までの期間です。渡航及び帰国にかかる期間は含まれません。</p> <p>※留学期間終了後、31日以内に帰国する必要があります。</p>
<p>③ 受入れ機関からの受入許可を留学開始前までに得ることができる計画</p> <p>※受入れ機関が複数ある場合は各受入れ機関での活動を開始する前に受入許可を得る必要があります。</p> <p>※受入れ機関は、諸外国等の法人や団体等、受入許可書の発行が可能な機関（大学等に限らない。）を指し、個人による受入れは認められません。</p> <p>※受入れ機関がなく、在籍確認を行えない計画は支援の対象外です。</p>
<p>④ 在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画</p> <p>※語学学習のみを行う計画は、支援の対象外です。ただし、語学学習が留学全体の準備過程又は補助的位置づけとして計画の一部に含まれている場合は、支援の対象となります。</p>
<p>⑤ 留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画</p>
<p>⑥ 受入れ機関の所在地が、外務省「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画</p>

※応募時点で受入れ機関の所在地が「レベル2」以上であっても、選考に差し支えありません。ただし、留学開始時点又は留学中に「レベル2」以上となった場合は、原則、奨学金の支給対象外となります。

(3) 在籍大学等の要件

次の①～③に掲げる要件を全て満たす必要があります。

在籍大学等の要件	
①	留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制を有すること。
②	留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。 ※在籍大学等は、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備する必要があります。
③	派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

8. 応募方法

応募を希望する学生等及び在籍大学等は、本募集要項及び「応募申請の手引き」（2024年11月下旬ホームページ公開予定）を熟読の上、応募申請を行ってください。

- (1) 官民協働海外留学支援制度 トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム ホームページ
トビタテ！留学 JAPAN 公式ホームページトップ <https://tobitate-mext.jasso.go.jp>
新・日本代表プログラムトップ <https://tobitate-mext.jasso.go.jp/newprogram/uv/>

(2) スケジュール

応募申請の開始は、(1)ホームページにてお知らせします（新大学1年生以外は2024年12月2日、新大学1年生は2025年4月1日開始予定）。応募スケジュールの詳細は、「17. スケジュール」を確認してください。

応募を希望する学生等は、必ず在籍大学等を通して応募申請を行ってください。個人で応募申請することはできません。

在籍大学等への申請期限は、各在籍大学等が設定します。応募にあたっては、在籍大学等（または入学予定の大学等）の担当部署の指示に従ってください。

また、応募後に転学することが決定している場合であっても、応募申請は応募時の在籍大学等を通じて行ってください。

(3) 応募申請を行うシステム

応募申請を行うシステムにおける申請方法の詳細は、「応募申請の手引き」（2024年11月下旬ホームページ公開予定）を確認してください。昨年度第16期同様のフローで申請手続きとなる予定です。

応募を希望する在籍大学等は、応募申請を行うシステムを利用するために学校アカウントの取得が必須となります。アカウント申請方法等の詳細については、「応募申請の手引き」を確認してください。

一昨年度第15期又は昨年度第16期において学校アカウントを既に取得している場合、再度の申請は不要です。同じアカウントを引き続き利用してください。

(4) 応募書類の内容

応募する留学計画は、在籍大学等により教育上有益な学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

①2025 年度官民協働海外留学支援制度留学計画書（オンライン入力）

(i) 応募者基本情報

(ii) 留学計画の概要

<記載内容（一部）>

- ・留学計画のタイトル(65 字以内)
- ・留学の目的、留学計画の達成目標及び概要（1000 字以内）
 - ▶実践活動を含めてください。また、本制度の応募するコースで自身が留学することの意義を含めてください。
 - ▶イノベーターコースは、何が社会において挑戦的なのかを含めてください。
 - ▶新大学1年生の募集に応募する場合は、1年生での留学を希望する理由（なぜ1年生で留学したいのか）を含めてください。

等

(iii) 受入れ機関情報及びスケジュール

<記載内容（一部）>

- ・希望している留学先国・地域、受入れ機関、留学期間の情報
- ・留学の成果及びその測定方法の詳細（400 字以内）
- ・期待できる留学の成果の活用（500 字以内）本制度での留学後、在籍大学等在学中及び将来にどのように成果を活用するかを記載してください。

等

(iv) 留学計画の実現可能性

<記載内容（一部）>

- ・留学計画の実現のための具体的な取組（500 字以内）受入れ機関との交渉状況や具体的に思考していることを記載してください。

等

②アンバサダー活動及びエヴァンジェリスト活動（オンライン入力）

「トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム」に対して自分が貢献できることとしてのアンバサダー活動及びエヴァンジェリスト活動について記載してください（500 字以内）

※それぞれの活動の目的と手段を明記してください。特に留学中に行うアンバサダー活動は、活動を通じて留学先で同世代のユースリーダーや活動領域に精通した方、世界のリーダー育成団体等と繋がりをもてることを期待しています。活動によりどのような人とどのように繋がりをもてる予定と考えているかを含めてください。

③自由記述欄 (PDF 添付)

(i) 自由記述書(PDF で A4 サイズ 2 枚以内)

自身の考え、想いやアピールポイント等を文章以外にも図、画像等を用いて、自由に表現してください。

- ・留学によってどんな自分になりたいか
- ・困難を克服した経験。過去に困難に直面したときにどのように対応し、その経験から何を学んだかを記載してください。
- ・留学を通じて得た成果を社会へどのように還元するか
- ・その他自己アピールポイント

(ii) 受入れ機関の受入許可書等、留学計画の実現可能性を証明できる文書等の写し (PDF)

※応募時に既に用意できている場合のみ提出してください。

④実績 (イノベーターコース及び新大学1年生のみ。オンライン入力及び PDF 添付)

※新大学1年生でイノベーターコースに応募する場合は、④(ii)「新大学1年生(全コース対象)」のみ記載してください。

(i) イノベーターコース

受賞歴や掲載記事等の対外的な評価及び自身で実績と考えているものについて箇条書きで記載してください。詳細について記載したい場合は、③(i)自由記述書に含めてください。

また、実績を証明する書類の添付(任意)はPDFでA4サイズ3枚以内としてください。

(実績記載例)

- ・2024年8月××コンテストにてグランプリ受賞
- ・2024年3月△△プロジェクトの××支部を立ち上げた
- ・××アプリの試作を作った
- ・地域住民と××についてのボランティアを実施し、代表として2年間活動した
- ・××の研究成果で△△新聞に掲載された
- ・××の国際学会で△△について招待講演をした
- ・国連関連組織で××についての調査を現地で実施し、△△のレポートを国際会議で報告した
- ・××の国について3度訪問し△△についての現地調査を実施した
- ・大学1年生の時に××のビジネスに着手し、△△万円の売上を出した
- ・××のサービスを提案し、△△企業で新規事業のインターンとして採用され2年後にサービスをローンチした

(ii) 新大学1年生（全コース対象）

これまで（高校時代等）に力をいれて取り組んだこと（何かに疑問・興味を感じ、自分で深く考え行動した経験）を記載してください。（300字以内）

※新大学1年生でイノベーターコースに応募する場合は、受賞歴や掲載記事等の対外的な評価及び自身で実績と考えているものがあれば併せて箇条書きで記載してください。実績を証明する書類の添付（任意）はPDFでA4サイズ3枚以内としてください。

※新大学1年生でSTEAM及びダイバーシティコースに応募する場合は、実績を証明する添付書類は不要です。

※応募書類毎の記載内容詳細は、応募申請を行うシステム（12月2日公開予定）にて確認してください。

※添付書類は全てA4サイズに統一して作成してください。

※応募書類は日本語で作成してください。

※応募書類に不足や記入漏れ等の不備がある際は、審査の対象とならない場合があります。

9. 選考、審査

(1) 審査の流れ



(2) 審査の観点

派遣留学生の選考は、将来、「自ら社会に変革を起こしていくグローバルリーダー」として日本の未来を創る人材を育成するという観点を基本方針とします。

留学を経て、将来「自ら社会に変革を起こしていくグローバルリーダー」として、

- 産業界を中心に社会で求められる人材
- 世界を視野に入れ、国境を越えて活躍し、日本・世界に貢献できる人材
- 新たな課題発見・解決や、新たな技術の獲得・能力の向上等に意欲的にチャレンジし、社会にイノベーションを起こしていく人材
- 柔軟な姿勢で周囲と協働しながら日本及び世界の課題解決に取り組み世界を牽引していく人材
- 様々な困難や変化に対し、既存の概念に捉われず自ら行動を起こし新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を有する人材

へと成長し、日本の未来を創る人材として活躍することを期待します。

上記に基づき、書面審査（一次審査）及び書面審査合格者を対象とした面接審査（二次審査）によって選考を行います。

審査は「人物」と「計画」の2つの観点から行います。「人物」の観点をより重視します。主に人物面は支援企業の人事担当者等、計画面は大学教員等の学識経験者が評価します。ただし、イノベーターコースの人物面は、支援企業の人事担当者等ではなく、イノベーターやアントレプレナーとして社会で活躍されている方が評価し、他2つのコース以上に「人物」の観点を重視します。

なお、応募状況を踏まえ、早期の留学チャレンジを応援する観点から、年齢の若い学生等を優先することがあります。

① 人物（求める人材）

本要項の「4. 求める人材像」で示したような人材であること。

② 計画（留学計画の内容）

- ・ 留学の目的及び達成目標が明確に設定されているか
 - ・ 留学計画が留学の目的や目標を達成するために適切であるか
 - ・ 応募コース及び枠に応じた目的、達成目標及び留学計画となっているか
 - ・ 留学成果の測定方法や活用について具体的に計画されているか
 - ・ 留学により得た経験や成果を活かし、自ら社会に変革を起こしていくグローバルリーダーになるための将来のビジョンを持っているか
 - ・ 留学計画の実現に向けて具体的に考えているか
- ※応募時点における受入れ機関の確定の有無よりも、留学計画の内容が留学の目的に沿っているか、留学計画の実現に向けて具体的に考えているかどうかを重視します。

(3) 選考、審査及び採否結果にかかる注意事項

- ① 選考、審査にかかる問い合わせ及び採否結果の理由については一切お答えできません。
- ② 選考期間中は、応募書類の差替えや訂正は一切認められません。
- ③ 審査結果は、在籍大学等を通じて応募者へ通知します。
- ④ 面接審査（二次審査）は、書面審査通過者を対象に実施します。面接審査の日時は、書面審査結果通知時にお知らせします。指定の日時に受験してください。
- ⑤ 面接審査は対面実施を予定しています。会場は東京都内、交通費は自己負担となります。

10. 受験上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査を受審するに当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍大学等を通じて機構に相談してください。

11. 派遣留学生の義務及び採用決定後の手続き等

(1) 壮行会への参加

支援企業や支援者等より派遣留学生を激励する会として、また、派遣留学生が親睦を深める会として、壮行会を実施します。可能な限り参加してください。採用決定後に詳細を案内します。

(2) 事前研修への参加

派遣留学生は、留学を開始する前に事前研修（2日間）に参加する必要があります。

(3) 派遣留学生登録書類・支給申請書類・誓約書等の提出

派遣留学生は、採用決定後の案内に従って書類を提出してください。在籍大学等の担当者は、採用決定後の手続きにあたり、「事務手続きの手引き」を併せて確認してください。

(4) 派遣留学生ネットワークへの参加

派遣留学生ネットワークに参加してください。また、派遣留学生ネットワークにおける留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供等の各種活動等にもできる限り積極的に参加してください。

(5) 事後研修への参加

派遣留学生は、留学終了月から1年以内に事後研修（2日間）に参加する必要があります。

(6) 留学状況報告書の提出

派遣留学生は、事後研修参加後1か月以内に機構が別途定める「留学状況報告書」を提出する必要があります。

(7) トビタテ！留学 JAPAN 広報への協力

派遣留学生は、留学から帰国後は、トビタテ生として継続的に自らエヴァンジェリスト活動に取り組むとともに、トビタテ！留学 JAPAN 広報にできる限り協力してください。

(8) 誓約書の遵守

派遣留学生は、誓約書に記載の事項を将来にわたって遵守してください。

12. 採用決定後の留学計画等の変更

採用後に留学時期や受入れ機関等に変更が生じたことにより、応募時の留学計画の内容や奨学金の支給月数が変わることが明らかになった場合、速やかに留学計画の変更申請の手続きを行う必要があります。

留学計画の変更内容によっては、選考委員による再審査を行います。再審査の結果、変更が承認されない場合や、奨学金の支給を終了する場合があります。また、再審査には回数の制限がありますので、応募の段階から熟慮のうえ留学計画を作成し、申請してください。

13. 採用取消し又は支援の終了等

(1) 採用の取消し

機構は、派遣留学生の応募書類の内容に虚偽があることが認められた場合は、派遣留学生としての採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めることがあります。

(2) 奨学金等の支給の終了

機構は、派遣留学生が以下のいずれかの事項に該当すると認められた場合は、奨学金等の支給を終了し、既に支給している奨学金等の全部又は一部の返納を求めることがあります。

- ① 「7. 要件」の「(1) 派遣留学生の要件」に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合
- ② 留学期間が28日に満たなくなった場合
- ③ 誓約書の記載内容を遵守しなかったことが判明した場合
- ④ 学業不振や素行不良等が極めて顕著である場合又は受入れ機関若しくは在籍大学等で懲戒処分を受けた場合
- ⑤ 留学計画に大幅な変更が生じている場合
※ただし、再審査により採用時の留学計画と同等の質を担保していると判断できる場合はこの限りではありません。
- ⑥ 派遣留学生の本制度にかかる各種申請書類の内容に虚偽があることが認められた場合
- ⑦ その他、派遣留学生としての責務を怠り、派遣留学生として適当でないと認められた場合

14. 安全管理について

派遣留学生は、留学にあたって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や受入れ機関と連絡を密にするようにしてください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。また、留学に関する情報収集の手段として、機構ホームページ等を活用してください。

なお、留学先国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先国・地域の変更を指示することや、派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

- ・ 外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）
〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1（外務省庁舎内）
TEL（代表）03-3580-3311（内線：2902、2903）
URL：https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html
- ・ 外務省「海外安全ホームページ」 <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構「海外留学支援サイト」 <https://ryugaku.jasso.go.jp>
- ・ 文部科学省「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1384531.htm

【在留届の提出について】

旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられています。留学先国・地域で緊急事態等が発生した場合に、在外公館から連絡や保護を受けられるよう、渡航後は最寄りの在外公館に在留届を必ず提出してください。

また、滞在期間が3か月未満の場合は、外務省旅行登録「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けることができるため、登録をしてください。

- ・ 外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>
- ・ 外務省海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

15. 個人情報の取扱いについて

提供された個人情報は、本制度実施のために利用されます。また、行政機関、公益法人及び機構内関連部署等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供されます。この利用目的のため適正な範囲において、「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業等、教育機関、在外公館、行政機関、公益法人及び業務委託先等に必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

16. 照会先

(1) 在籍大学等の照会先

トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム 事務局

(独立行政法人日本学生支援機構 グローバル人材育成部 グローバル人材育成企画課)

【 問い合わせフォーム 】 [こちらのフォーム](#)またはQR コードからお問い合わせください。



(2) 応募を希望している学生等の照会先

在籍大学等の担当部署

※応募を希望している学生等は、在籍大学等を通じてお問い合わせください。(1)の事務局は在籍大学等担当部署専用の窓口です。

17. スケジュール

	2025 年度 新大学 1 年生以外	2025 年度 新大学 1 年生 (※1)
応募者から在籍大学等への 応募申請期間	在籍大学等が指定する期間	
在籍大学等から機構への 応募申請開始時期	2024 年 12 月 2 日 (月) 予定	2025 年 4 月 1 日 (火)
在籍大学等から機構への 学校アカウント申請期限	2024 年 2 月 19 日 (水) 正午 12 時	4 月 21 日 (火) 正午 12 時
在籍大学等から機構への 応募申請期限	2 月 28 日 (金) 17 時	4 月 24 日 (木) 17 時
書面審査結果の通知	4 月下旬予定	5 月下旬予定
面接審査	5 月 17 日 (土)、18 日 (日) 東京	5 月 31 日 (土) 東京
採否結果の通知	6 月下旬予定	
採用者の手続き	採用決定後に詳細を通知します。	
壮行会	7 月 20 日 (日) 東京 予定	
事前研修 (※2) (いずれかの日程で 出席必須)	7 月 26 日 (土)、27 日 (日) 予定 7 月 30 日 (水)、31 日 (木) 予定 8 月 2 日 (土)、8 月 3 日 (日) 予定 8 月 23 日 (土)、24 日 (日) 予定	
留学開始日	2025 年 8 月 1 日 (金) ~2026 年 3 月 31 日 (火) まで	
事後研修 (※2) (出席必須)	留学終了月から 1 年以内に参加すること。 日程は参加者決定後に通知します。	
留学状況報告書 (提出必須)	事後研修参加から 1 か月以内	

※1 「2025 年度 新大学 1 年生」は、2025 年 4 月に大学、短期大学、専修学校（専門課程）へ第 1 学年として進学する者が対象となります。

大学院、高等専門学校、高等学校（専攻科）、中等教育学校（後期課程の専攻科）、特別支援学校（高等部の専攻科）に在籍する学生等は、「新大学 1 年生」の対象ではありません。「新大学 1 年生以外」のスケジュールで応募してください。

※2 詳細は決定次第、在籍大学等を通じて対象者に通知します。また、採用者の留学開始時期の状況により一部の日程を変更する場合があります。その場合は決定次第、在籍大学等を通じて対象者に通知します。

18. 支援企業・団体及び個人寄附者について

本制度は、多くの支援企業・団体及び個人の寄附によって成り立っています。

【支援企業・団体の皆様】



※2024年8月末現在



【多額の寄附を頂いた個人の皆様】

梁井 新一様

千本 倅生様

※大学生等対象の支援予定人数のうち、2割程度の学生への支援は、梁井新一様の御寄附によっております。